

構成施策事業			目標達成状況							実績	課題	次年度の方向性																																																
大柱項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定																																																	
1 発生の予防																																																												
(1) 普及啓発の推進																																																												
<p>① 学校教育(青少年)への推進</p> <table border="1"> <tr> <td>01</td> <td>保護者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発</td> <td>青少年喫煙飲酒防止条例による保護者の責務を周知啓発し、青少年の飲酒を防止する行動を促すため、県内各学校の協力を得て飲酒防止に関する資料を配布し、啓発に取り組みます。</td> <td>【自己評価の理由】中学校1年生保護者向け青少年飲酒防止チラシ97,000枚作成し、県内の中学校を通して保護者へ配布した。学校からの追加配付希望など、学校においても活用されており、啓発を行うことができたと判断したため。</td> <td>B</td> <td>中学校1年生の保護者向け飲酒防止の啓発チラシ97,000枚作成し、県内の中学校を通して配布を行った。</td> <td>予算が許せば中学校1年生だけでなく、全校生徒分作成し、配布することが望ましい。</td> <td>次年度も取組を継続予定。</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>県民に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発</td> <td>青少年喫煙飲酒防止条例による県民の責務等について周知啓発し、青少年を取り巻く社会環境の健全化への取組みについて県民の理解と協力を喚起します。また、青少年を支える社会環境づくりを地域が一体となって進めるため、「青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)」及び「子供・若者育成支援強調月間(11月)」に、関係機関、関係団体との連携により、県内各地での街頭キャンペーン等で飲酒防止に関することを含めて啓発活動を実施します。</td> <td>【自己評価の理由】関係業界との協働で、社会環境健全化推進該当キャンペーンを令和6年7月～12月に横浜・川崎で2回ずつ実施した。各回で約1,000部ずつ啓発物品を配付し、喫煙飲酒に関する啓発活動を行うことができたと考えたため。</td> <td>B</td> <td>啓発物品としてクリアファイルバッグ、チラシ、ポケットティッシュを作成・配布。 関係業界との協働で、社会環境健全化推進該当キャンペーンを令和6年7月～12月に横浜・川崎で2回ずつ実施し、各回で約1,000部ずつ啓発物品を配布した。</td> <td>特になし。</td> <td>次年度も取組を継続予定。</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>関係事業者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発</td> <td>関係事業者に対して条例に基づく取組みを周知するため、関係業界団体等を通じて飲酒防止に関する啓発物等を配付し、啓発に取り組みます。</td> <td>【自己評価の理由】飲酒防止のスイングPOP60,000枚を作成し、業界団体との連携により、酒類を扱う販売店等に配布し、店頭等で効果的な啓発を行うことができたため。</td> <td>B</td> <td>飲酒防止のスイングPOP60,000枚を作成し、業界団体との連携により、酒類を扱う販売店等に配布した。</td> <td>特になし。</td> <td>次年度も取組を継続予定。</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進</td> <td>児童・生徒の発達段階に応じた計画的・継続的な喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進するため、①児童・生徒に対する指導の充実、②教職員に対する指導・研修の充実、③学校・家庭・地域等との連携を図ります。</td> <td>【自己評価の理由】①児童生徒に対する指導の充実 ○薬物乱用防止教室の開催について推進した。 ②教員等に対する指導・研修の充実 ○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座をオンラインにて開催した。 ③学校・家庭・地域等との連携について ○「PTA活動のためのハンドブック」の改定を行い、ホームページに掲載し、啓発を図った。</td> <td>B</td> <td>①児童生徒に対する指導を充実させた。 ②教員等に対する指導・研修を充実させた。 ③学校・家庭・地域等と連携した。 ○薬物乱用防止教室の実施率をできる限り向上させる。 ○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座の内容を引き続き充実させていく。</td> <td>昨年度と同様だが、推進の取組を強化していくとともに、研修内容の充実を図っていく。</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>PTA活動のためのハンドブックによる啓発</td> <td>児童・生徒を取り巻く今日的課題の一つとして飲酒問題を取り上げ、PTAの理解と問題の解決に向けた取組みを進めため、「PTA活動のためのハンドブック」への掲載と配付を通じ、啓発に取り組みます。</td> <td>【自己評価の理由】年間を通じて「PTA活動のためのハンドブック」の利用に係る問い合わせがあり、学校や市町村においてハンドブックが活用されていると判断したため。</td> <td>A</td> <td>・「PTA活動のためのハンドブック」を時点修正し、ホームページに掲載した。[通年] ・神奈川県立高等学校PTA連合会や神奈川県PTA協議会、神奈川県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会の定期総会等で上記ハンドブックを周知した。 ・神奈川県立「高P連会報」第133号の「教育委員会の掲示板」のページ(P7)において、「PTA活動のためのハンドブック」を紹介した。</td> <td>特になし</td> <td>「PTA活動のためのハンドブック」を時点修正し、関係機関に配布し、周知する。</td> </tr> </table>	01	保護者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発	青少年喫煙飲酒防止条例による保護者の責務を周知啓発し、青少年の飲酒を防止する行動を促すため、県内各学校の協力を得て飲酒防止に関する資料を配布し、啓発に取り組みます。	【自己評価の理由】中学校1年生保護者向け青少年飲酒防止チラシ97,000枚作成し、県内の中学校を通して保護者へ配布した。学校からの追加配付希望など、学校においても活用されており、啓発を行うことができたと判断したため。	B	中学校1年生の保護者向け飲酒防止の啓発チラシ97,000枚作成し、県内の中学校を通して配布を行った。	予算が許せば中学校1年生だけでなく、全校生徒分作成し、配布することが望ましい。	次年度も取組を継続予定。	02	県民に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発	青少年喫煙飲酒防止条例による県民の責務等について周知啓発し、青少年を取り巻く社会環境の健全化への取組みについて県民の理解と協力を喚起します。また、青少年を支える社会環境づくりを地域が一体となって進めるため、「青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)」及び「子供・若者育成支援強調月間(11月)」に、関係機関、関係団体との連携により、県内各地での街頭キャンペーン等で飲酒防止に関することを含めて啓発活動を実施します。		【自己評価の理由】関係業界との協働で、社会環境健全化推進該当キャンペーンを令和6年7月～12月に横浜・川崎で2回ずつ実施した。各回で約1,000部ずつ啓発物品を配付し、喫煙飲酒に関する啓発活動を行うことができたと考えたため。	B	啓発物品としてクリアファイルバッグ、チラシ、ポケットティッシュを作成・配布。 関係業界との協働で、社会環境健全化推進該当キャンペーンを令和6年7月～12月に横浜・川崎で2回ずつ実施し、各回で約1,000部ずつ啓発物品を配布した。	特になし。	次年度も取組を継続予定。	03	関係事業者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発	関係事業者に対して条例に基づく取組みを周知するため、関係業界団体等を通じて飲酒防止に関する啓発物等を配付し、啓発に取り組みます。	【自己評価の理由】飲酒防止のスイングPOP60,000枚を作成し、業界団体との連携により、酒類を扱う販売店等に配布し、店頭等で効果的な啓発を行うことができたため。	B	飲酒防止のスイングPOP60,000枚を作成し、業界団体との連携により、酒類を扱う販売店等に配布した。	特になし。	次年度も取組を継続予定。	04	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じた計画的・継続的な喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進するため、①児童・生徒に対する指導の充実、②教職員に対する指導・研修の充実、③学校・家庭・地域等との連携を図ります。	【自己評価の理由】①児童生徒に対する指導の充実 ○薬物乱用防止教室の開催について推進した。 ②教員等に対する指導・研修の充実 ○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座をオンラインにて開催した。 ③学校・家庭・地域等との連携について ○「PTA活動のためのハンドブック」の改定を行い、ホームページに掲載し、啓発を図った。	B	①児童生徒に対する指導を充実させた。 ②教員等に対する指導・研修を充実させた。 ③学校・家庭・地域等と連携した。 ○薬物乱用防止教室の実施率をできる限り向上させる。 ○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座の内容を引き続き充実させていく。	昨年度と同様だが、推進の取組を強化していくとともに、研修内容の充実を図っていく。	05	PTA活動のためのハンドブックによる啓発	児童・生徒を取り巻く今日的課題の一つとして飲酒問題を取り上げ、PTAの理解と問題の解決に向けた取組みを進めため、「PTA活動のためのハンドブック」への掲載と配付を通じ、啓発に取り組みます。	【自己評価の理由】年間を通じて「PTA活動のためのハンドブック」の利用に係る問い合わせがあり、学校や市町村においてハンドブックが活用されていると判断したため。	A	・「PTA活動のためのハンドブック」を時点修正し、ホームページに掲載した。[通年] ・神奈川県立高等学校PTA連合会や神奈川県PTA協議会、神奈川県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会の定期総会等で上記ハンドブックを周知した。 ・神奈川県立「高P連会報」第133号の「教育委員会の掲示板」のページ(P7)において、「PTA活動のためのハンドブック」を紹介した。	特になし	「PTA活動のためのハンドブック」を時点修正し、関係機関に配布し、周知する。	<p>② 県民への推進</p> <table border="1"> <tr> <td>06</td> <td>アルコール健康障害に関するリーフレットによる啓発</td> <td>各地域の相談窓口や研修会等でアルコール健康障害に関連するリーフレットを配付し、アルコール依存症を含め、広くアルコール健康障害に対する正しい知識の普及啓発に取り組みます。</td> <td>【自己評価の理由】講演会や研修会、依存症面接において、支援者や一般県民に配布及びオンラインでデータ情報を伝え、啓発に取り組んだと判断したため。 また、一般向けおよび、女性向けアルコールリーフレットの更新を行った。</td> <td>A</td> <td>講演会や研修会、依存症面接において、支援者や一般県民に配布及びオンラインでデータ情報を伝えた。</td> <td>より広く普及啓発を行うため、配布先及び方法の拡充を図る。</td> <td>引き続きリーフレットを活用した普及啓発に努める。</td> </tr> </table>													06	アルコール健康障害に関するリーフレットによる啓発	各地域の相談窓口や研修会等でアルコール健康障害に関連するリーフレットを配付し、アルコール依存症を含め、広くアルコール健康障害に対する正しい知識の普及啓発に取り組みます。	【自己評価の理由】講演会や研修会、依存症面接において、支援者や一般県民に配布及びオンラインでデータ情報を伝え、啓発に取り組んだと判断したため。 また、一般向けおよび、女性向けアルコールリーフレットの更新を行った。	A	講演会や研修会、依存症面接において、支援者や一般県民に配布及びオンラインでデータ情報を伝えた。	より広く普及啓発を行うため、配布先及び方法の拡充を図る。
01	保護者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発	青少年喫煙飲酒防止条例による保護者の責務を周知啓発し、青少年の飲酒を防止する行動を促すため、県内各学校の協力を得て飲酒防止に関する資料を配布し、啓発に取り組みます。	【自己評価の理由】中学校1年生保護者向け青少年飲酒防止チラシ97,000枚作成し、県内の中学校を通して保護者へ配布した。学校からの追加配付希望など、学校においても活用されており、啓発を行うことができたと判断したため。	B	中学校1年生の保護者向け飲酒防止の啓発チラシ97,000枚作成し、県内の中学校を通して配布を行った。	予算が許せば中学校1年生だけでなく、全校生徒分作成し、配布することが望ましい。	次年度も取組を継続予定。																																																					
02	県民に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発	青少年喫煙飲酒防止条例による県民の責務等について周知啓発し、青少年を取り巻く社会環境の健全化への取組みについて県民の理解と協力を喚起します。また、青少年を支える社会環境づくりを地域が一体となって進めるため、「青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)」及び「子供・若者育成支援強調月間(11月)」に、関係機関、関係団体との連携により、県内各地での街頭キャンペーン等で飲酒防止に関することを含めて啓発活動を実施します。	【自己評価の理由】関係業界との協働で、社会環境健全化推進該当キャンペーンを令和6年7月～12月に横浜・川崎で2回ずつ実施した。各回で約1,000部ずつ啓発物品を配付し、喫煙飲酒に関する啓発活動を行うことができたと考えたため。	B	啓発物品としてクリアファイルバッグ、チラシ、ポケットティッシュを作成・配布。 関係業界との協働で、社会環境健全化推進該当キャンペーンを令和6年7月～12月に横浜・川崎で2回ずつ実施し、各回で約1,000部ずつ啓発物品を配布した。	特になし。	次年度も取組を継続予定。																																																					
03	関係事業者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発	関係事業者に対して条例に基づく取組みを周知するため、関係業界団体等を通じて飲酒防止に関する啓発物等を配付し、啓発に取り組みます。	【自己評価の理由】飲酒防止のスイングPOP60,000枚を作成し、業界団体との連携により、酒類を扱う販売店等に配布し、店頭等で効果的な啓発を行うことができたため。	B	飲酒防止のスイングPOP60,000枚を作成し、業界団体との連携により、酒類を扱う販売店等に配布した。	特になし。	次年度も取組を継続予定。																																																					
04	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じた計画的・継続的な喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進するため、①児童・生徒に対する指導の充実、②教職員に対する指導・研修の充実、③学校・家庭・地域等との連携を図ります。	【自己評価の理由】①児童生徒に対する指導の充実 ○薬物乱用防止教室の開催について推進した。 ②教員等に対する指導・研修の充実 ○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座をオンラインにて開催した。 ③学校・家庭・地域等との連携について ○「PTA活動のためのハンドブック」の改定を行い、ホームページに掲載し、啓発を図った。	B	①児童生徒に対する指導を充実させた。 ②教員等に対する指導・研修を充実させた。 ③学校・家庭・地域等と連携した。 ○薬物乱用防止教室の実施率をできる限り向上させる。 ○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座の内容を引き続き充実させていく。	昨年度と同様だが、推進の取組を強化していくとともに、研修内容の充実を図っていく。																																																						
05	PTA活動のためのハンドブックによる啓発	児童・生徒を取り巻く今日的課題の一つとして飲酒問題を取り上げ、PTAの理解と問題の解決に向けた取組みを進めため、「PTA活動のためのハンドブック」への掲載と配付を通じ、啓発に取り組みます。	【自己評価の理由】年間を通じて「PTA活動のためのハンドブック」の利用に係る問い合わせがあり、学校や市町村においてハンドブックが活用されていると判断したため。	A	・「PTA活動のためのハンドブック」を時点修正し、ホームページに掲載した。[通年] ・神奈川県立高等学校PTA連合会や神奈川県PTA協議会、神奈川県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会の定期総会等で上記ハンドブックを周知した。 ・神奈川県立「高P連会報」第133号の「教育委員会の掲示板」のページ(P7)において、「PTA活動のためのハンドブック」を紹介した。	特になし	「PTA活動のためのハンドブック」を時点修正し、関係機関に配布し、周知する。																																																					
06	アルコール健康障害に関するリーフレットによる啓発	各地域の相談窓口や研修会等でアルコール健康障害に関連するリーフレットを配付し、アルコール依存症を含め、広くアルコール健康障害に対する正しい知識の普及啓発に取り組みます。	【自己評価の理由】講演会や研修会、依存症面接において、支援者や一般県民に配布及びオンラインでデータ情報を伝え、啓発に取り組んだと判断したため。 また、一般向けおよび、女性向けアルコールリーフレットの更新を行った。	A	講演会や研修会、依存症面接において、支援者や一般県民に配布及びオンラインでデータ情報を伝えた。	より広く普及啓発を行うため、配布先及び方法の拡充を図る。	引き続きリーフレットを活用した普及啓発に努める。																																																					

構成施策事業			目標達成状況								実績		課題	次年度の方向性				
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定					
			07	酒害予防講演会(依存症公開講座)の実施	県民を対象に、アルコール健康障害の予防を図ることを目的として、不適切な飲酒による心身の健康障害について学ぶ講演会について、開催・共催方法を工夫して取り組みます。特に若い世代に対して、アルコールのリスクや適正飲酒について正しい知識の普及啓発を図るため、県内の大学等と連携した取組みを実施します。	○	累計参加者数の増加	450人	171人	80人	90人	89%	B	令和6年度 依存症公開講座 依存症～レッセルを張られた人達との出会いで得た事実～ 参加者:80名	会場の確保や運営の人員確保で困難な場合がある。	依存症総合対策の一環として開催方法やテーマ、関係機関との共催などを検討していく。		
			08	家庭教育推進事業	家庭教育を取り巻く課題の一つとして飲酒問題を取り上げ、「家庭教育ハンドブック すこやか」への掲載と配付を通じ、啓発に取り組みます。		【自己評価の理由】 取組により、保護者に対し、家庭教育にかかる情報提供ができた。								B	県内の国・公・私立中学校、中等教育学校、特別支援学校中等部の新中学1年生の保護者等(政令市立の学校を除く)に配付した(41,000部)	特になし	ハンドブックの作成、配付を継続し、普及啓発を図る。
			09	労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発	かながわ労働センターが実施する働く人のメンタルヘルス相談、一般労働相談、労務管理セミナー等の機会に、アルコール関連問題に関するリーフレット等の資料を配付し、啓発に取り組みます。		【自己評価の理由】 アルコール関連問題に関するリーフレットを配布することで、労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発をすることができたと判断したため。								A	アルコール関連問題に関するリーフレットをかながわ労働センター4か所に配布した。	特になし	かながわ労働センターが実施する働く人のメンタルヘルス相談、労務管理セミナーの機会にアルコール関連問題に関するリーフレット等の資料を配布し、啓発に取り組む。
			10	依存症に関する普及啓発	アルコール依存症を含む依存症の正しい知識や精神保健福祉センター等の相談窓口について、広く県民に理解していただけるよう動画やリーフレット等を活用し、普及啓発に取り組みます。また、県ホームページにアルコール依存症についてのセルフチェックシートを掲載することにより、自らの依存状態へ気づきの機会を提供し、早期発見・早期治療につながるきっかけづくりの取組みを進めます。さらに、県民の方々の目に触れる機会を増やすため、インターネットや動画のほか、バナー広告やデジタルサイネージ等、様々な広報媒体を活用した普及啓発に取り組みます。	○	精神保健福祉センターや保健所等の相談窓口の認知度の増加	60.0%	24.7%	31.6%	35.5%	64%	C	県ホームページ及び県作成動画において、行政相談窓口やかながわ依存症ポータルサイトについて案内している。啓発期間においては、かなチャンTV(Youtube)や公共交通広告、Yahoo!ディスプレイ広告を活用した普及啓発に取り組んだ。	相談先の認知度について、精神保健福祉センターや保健所等の行政相談窓口の認知度は年々徐々に増加傾向にあるが、広く県民が理解できているとはまだ言い難い。今後も動画やリーフレット等以外にも、様々な広告媒体を活用し、依存症の相談先を県民に普及できるよう取り組む。	行政の関係機関や自助グループ、医療機関と連携し、県民がアルコール依存症について理解していただけるような動画を作成し、広く普及啓発できるよう県ホームページやYoutubeに掲載する予定である。		
			11	アルコール関連問題啓発週間の取組み	国が定める「アルコール関連問題啓発週間(毎年11月10日から16日)」において、市町村や依存症相談拠点・治療拠点機関、事業者等関係機関と連携し、広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるためのイベント等広報活動を行います。		【自己評価の理由】 啓発週間中、様々な広告媒体を活用し、男女問わず幅広い世代に向けた広報ができたと判断したため。								A	【動画制作】 「ともに断酒、ともに回復」—アルコール依存症の自助グループ“断酒会”—を作成 ○掲載先等: 県HP、Youtube、X(IoTwitter)、いのちのほっとライン 【広告実施】 ○放映動画: 「ちょっとした息抜きのつもりが…(アルコール編)」 ①車内広告 ②Web広告 ③デジタルサイネージ	啓発週間において公共交通広告及びインターネット広告を実施するほか、依存症治療拠点病院の神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、広く啓発活動を行っていく必要がある。	行政機関や依存症治療拠点機関等と連携し、県民がアルコール健康障害について理解していただけるよう、様々な媒体を用いて引き続き普及啓発に取り組む。
			12	かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供	アルコール依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながることができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。	○	かながわ依存症ポータルサイトのアクセス数の増加	6000件/月	3300件/月	5371件/月	6000件/月	90%	B	6年度の月別アクセス数 【4月】5,343件【5月】6,120件【6月】5,474件【7月】5,636件【8月】5,171件【9月】5,510件【10月】5,251件【11月】5,530件【12月】4,449件【1月】5,332件【2月】5,280件【3月】5,359件	令和元年度から6年度にかけて、年々ポータルサイトへのアクセス数は順調に増加している。今後も、普及啓発等を通じて情報を必要としている県民がポータルサイトに繋がることができるように取り組む必要がある。	引き続き、既存の普及啓発媒体に加え、7年度に作成する動画やポスター等によりポータルサイトを案内し、県民に広く広報できるよう努める。		

(2) ここでの健康づくり

① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

構成施策事業			目標達成状況							実績	課題	次年度の方向性		
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定	
			13	メンタルヘルス講演会の開催	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。		【自己評価の理由】 事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催することに意義があると判断したため。				A	「ハラスマントの最新知識と対応のポイント」をテーマに、労働法の専門弁護士を講師に、経営者、管理監督者、人事労務担当者等を対象に講演会を開催した。(参加者201名)	特になし	引き続き、事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、講演会を開催する。
			14	職場のハラスマント対策等	職場におけるハラスマント対策として、毎年12月に「職場のハラスマント相談強化月間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスマント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。		【自己評価の理由】 職場のハラスマントなどの防止に向けた普及啓発につながっていると判断したため。				A	弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会、職場のハラスマントに関するセミナー、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等を実施。	特になし	引き続き、弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会、職場のハラスマントに関するセミナー、中小企業訪問等を実施していく。
			15	職域研修会における相談窓口の周知	保健福祉事務所・センター及び保健所が各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にして開催する研修会を通じて、アルコール健康障害について情報提供し、相談窓口や専門医療機関等の周知に取り組みます。		【自己評価の理由】 アルコール健康障害等のリーフレットの配架をお願いしたり、部数が不足した際には必要分送付するなど、啓発に取り組むことができたと判断するため。				B	県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会の開催の際には、アルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識について普及啓発を行った。	職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していくことが必要である。	保健所等が開催する職域研修会等の機会を通じて、アルコール健康障害等のリーフレット等を配架し、働く人のメンタルヘルスについて知識の普及を図る。
			16	働く人のメンタルヘルス相談の実施	かながわ労働センターにおいて「働く人のメンタルヘルス相談」を実施するとともに、相談員のアルコール健康障害や関係機関に関する理解と知識を深め、必要に応じて、相談者等を適切な相談窓口につなげることにより、労働者のアルコール問題を解決に導く取組みを行います。		【自己評価の理由】 働く人のメンタルヘルス相談を実施するとともに、必要に応じて、相談者等を適切な相談窓口につなげることにより、労働者のアルコール問題の解決に導いていると判断したため。				A	かながわ労働センター本所にて「働く人のメンタルヘルス相談」(第1・2・3・4火曜日、カウンセラー対応)を実施。	特になし	引き続き、働く人のメンタルヘルス相談を実施していく。
② 地域におけるこころの健康づくりの推進														
			17	こころの電話相談	県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。		【自己評価の理由】 アルコールを含め、様々なこころの相談を受けとめているが、より多くの相談を受けるため、事業委託の形態とした。接続の改善として回線拡充と緊急を要する相談に対応する専用相談回線を設置した。				B	こころの電話相談 63,893件	相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況がある。	継続して回線拡充と専用相談回線を設置していく。
			18	精神保健福祉普及相談事業	保健福祉事務所・センター、保健所や精神保健福祉センターにおいて、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。		【自己評価の理由】 アルコールを含め、様々なこころの相談を受けとめているが、より多くの相談を受けるため、事業委託の形態とした。接続の改善として回線拡充と緊急を要する相談に対応する専用相談回線を設置した。				B	こころの電話相談 63,893件	相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況がある。	継続して回線拡充と専用相談回線を設置していく。
			19	いのちのほっとライン@かながわ	若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供するとともに、相談員への研修の充実、民間団体等の相談窓口との相互連携を推進し、相談体制を充実させていきます。		【自己評価の理由】 相談時間を延長し、相談前にチャットボットによる的確な相談窓口への案内を行ったことにより相談件数、相談対応率が上昇した。				A	相談対応件数 11,987件 相談対応率 88.7%	昨年度に比べてアクセス件数が減少しており、積極的な広報が必要。	現状の相談体制を維持し、周知カードの配布等を通して積極的に相談窓口の普及啓発に努める。
			20	X(旧Twitter)等広告事業	X(旧Twitter)上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行うとともに、他のメディアにおける同様の取組みについても検討していきます。		【自己評価の理由】 令和6年度は96,430回／年の広告クリック数を獲得した。これは「かながわ自殺対策計画(第2期)」で目標数値としている広告クリック数45,000回／年を大きく上回っている。				A	広告表示回数 40,813,350回／年 クリック数 96,430回／年	広告表示回数が減少傾向にある。広告単価の上昇が主な要因だが広告表示数を上昇させる必要がある。	現状の体制を維持しつつ、バナーデザインや検索キーワードなどを変更し、広告表示数の増加を図る。
			21	女性電話相談室	経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送るうえで起こる様々な問題を抱える女性からの相談を受けています。		【自己評価の理由】 令和6年度は、アルコール関連を主訴とする相談は無かったが、相談があれば助言や情報提供等を行う体制は整っているため。				B	相談件数:1,707件 人間関係、医療問題など様々な問題を抱える女性からの相談を受けた。アルコール健康障害に関する相談は無かった。	相談者からアルコールに関する相談がなければ、専門機関に繋ぐことが難しい。	アルコールを主訴とする相談があれば、適切な機関へ繋げる。

構成施策事業			目標達成状況								実績		課題	次年度の方向性			
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定				
			22	かながわひとり親家庭相談LINE	毎週火曜日、木曜日、土曜日の14時から21時に相談できるLINE相談窓口を開設し、離婚に伴う様々な悩みや仕事、子育て、教育費等の生活上の不安・困りごとについて、相談員が相談者との対話を通じて、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内します。		【自己評価の理由】 ひとり親家庭を対象に、いつでも気軽に相談できる窓口として、様々な悩みを傾聴するとともに、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内した。						B	ひとり親家庭を対象に、いつでも気軽に相談できる窓口として、様々な悩みを傾聴するとともに、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内した。	登録者数を増やすとともに、相談対応の向上に努めいく。	引き続き、周知・広報を行い、登録者を増やすとともに、相談対応の向上に努める。	
			23	かながわ子ども・若者総合相談事業	電話または直接により困難を有する子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。		【自己評価の理由】 週6日、土日、祝日も電話及び来所による相談に対応するほかLINEによる相談対応を行い、おおむね39歳までのさまざまな相談支援を行った。件数は少ないと思われるが、アルコールに関する相談についても対応している。支援対象者の状況によっては市町村や地域の支援機関と連携し、情報共有を行うなど、支援体制の構築を図った例もあった。 また、子ども・若者の相談・支援を効果的かつ円滑に行うため、市町村やNPO、関係機関と「神奈川県子ども・若者支援連携会議・ブロック会議」を開催し、本部会議を1回、各地域ブロック会議を5地域で開催するなど、順調に取組を行ったと判断した。							B	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野(教育・福祉・就労支援等)の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、困難を有する子ども・若者の悩みを聴くとともに、アルコールに関する問題を含めて、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談 延べ2,380件 来所相談 延べ255件 LINE相談 延べ2,832件	・困難な相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的な助言を要するほか、困難事例においては、市町村やNPO、関係機関と連携が引き続き必要である。そのためにも、県子ども・若者支援連携会議・ブロック会議が単なる情報交換の場ではなく、実践的な場となるよう検討が必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、アルコール関連の相談も含め、困難を有する子ども・若者の相談においては、市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「子ども・若者支援連携会議・ブロック会議」を開催し、関係機関との情報共有を図る。
			24	神奈川県ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または直接により相談支援を行うとともに、必要に応じて市町村や関係機関へ連携するための調整を行います。		【自己評価の理由】 週6日、土日、祝日も電話及び来所による相談に対応するほかLINEによる相談対応を行い、年齢を問わず、ひきこもりでお悩みの方や家族からの相談支援を行った。その中で、アルコールに関する相談を受けることがあり、支援対象者の状況によっては市町村や地域の支援機関と連携し、情報共有を行っている。また、市町村のひきこもり支援機能を強化するため、精神科医や弁護士からなる多職種支援チームが、市町村の有する困難事例の助言を行うなど、ひきこもりの支援体制の強化について、順調に取組を行ったと判断した。						B	・青少年センター内にて、「子ども・若者総合相談センター」との一体運営である「ひきこもり地域支援センター」において、各専門分野(教育・福祉・就労支援等)の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、ひきこもり当事者及びその家族に対して相談窓口等により支援する中で、アルコールに関する問題などを含めて、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談 延べ616件 来所相談 延べ112件 LINE相談 延べ936件	・困難な相談事例においては、精神科医師や弁護士などの専門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が引き続き必要である。	・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、年齢を問わずひきこもりでお悩みの方や家族からの相談を受けていく中で、アルコール問題についても支援していく。市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「ひきこもり支援市町村等連携会議」を開催し、市町村等との連携体制の構築を図る。	

③ 学校におけるこころの健康づくりの推進

構成施策事業			目標達成状況								実績		課題	次年度の方向性
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定	
			25	スクールカウンセラー配置活用事業	不登校等の未然防止や早期対応を図るため、こころの問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立学校に配置します。また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所等に配置し、経験年数の少ないスクールカウンセラーへの指導・助言を行います。		【自己評価の理由】すべての県立高等学校・中等教育学校(136校)に配置し、週に1回スクールカウンセラーが勤務したこと、不登校の未然防止や生徒の心の問題に対して迅速かつ的確に対応できた。		A	・スクールカウンセラーをすべての県立高等学校・中等教育学校(136校)に配置し、26,080件の相談に対応した。 ・スクールカウンセラースーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言等を行った。	子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいことを踏まえ、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。	困難を抱える子どもを早期に把握し、適切な支援につなげていくため、引き続き、スクールカウンセラーをすべての県立高等学校・中等教育学校に配置し、各学校における校内支援体制の充実を図る。		
			25	スクールカウンセラー配置活用事業	不登校等の未然防止や早期対応を図るため、こころの問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立学校に配置します。また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所等に配置し、経験年数の少ないスクールカウンセラーへの指導・助言を行います。		【自己評価の理由】小・中学校での児童・生徒、保護者からの相談だけでなく、昨年度と比べ、プッシュ型面談の実施人数が990人から1,587回(速報値)に増加している。校内の支援体制を充実させるため、効果的にスクールカウンセラーを活用する状況がみられる。また、県内の関係機関との連携が強化されてきている。		A	・スクールカウンセラーを全公立中学校(小学校にも対応)に配置するとともに、90校の重点配置校に週2日配置し、県内小・中学校で70,688件(速報値)に対応した。 ・スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所及び横須賀市教育委員会に配置し、経験3年未満のスクールカウンセラーに対して、年2回の巡回相談を実施した。 ・県で1回、地区別各1回の連絡協議会を開催した。	不登校児童・生徒数は毎年増加傾向にある。子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいことを踏まえ、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。	現在不登校の状況にある児童・生徒への相談体制や継続的な支援を充実させるとともに、小・中学校間、学年間での連携を深める等、新たな不登校を生まないための未然防止策に努める。		
			26	スクールソーシャルワーカー配置活用事業	社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全教育事務所及び県立学校の拠点校に配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行います。		【自己評価の理由】すべての県立高等学校・中等教育学校(136校)に配置し、週に1回スクールソーシャルワーカーが勤務したこと、生徒の生活に関する環境調整が迅速に行えたことで、生徒の安心につながった。		A	・スクールソーシャルワーカーの配置を大幅に拡充し、すべての県立高等学校・中等教育学校(136校)に配置した。 ・年間を通じて、教職員・生徒・保護者との面談、関係機関とのケース会議等を21,696回実施した。	・子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいことを踏まえ、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。 ・学校との関わりが希薄な不登校の生徒への支援体制を強化していく必要がある。	困難を抱える子どもを早期に把握し、適切な支援につなげていくため、引き続き、スクールソーシャルワーカーをすべての県立高等学校・中等教育学校に配置し、各学校における校内支援体制の充実を図る。		
			26	スクールソーシャルワーカー配置活用事業	社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全教育事務所及び県立学校の拠点校に配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行います。		【自己評価の理由】相談件数が、前年度より664件増加の10,076件となり、スクールソーシャルワーカーによる支援が進んでいると判断するため。		A	・スクールソーシャルワーカー50名及びスクールソーシャルワーカーアドバイザー4名を各教育事務所に配置した。また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1名を教育局に配置した。 ・スクールソーシャルワーカー連絡会を2回、スクールソーシャルワーカー等活用事業連絡協議会を2回開催し、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図った。 ・令和6年度の相談件数は、10,076件であった。	個々のスクールソーシャルワーカーの支援状況件数に差があり、学校等でのスクールソーシャルワーカーの活用をより一層図る必要がある。	スクールソーシャルワーカーについて会議等を通して周知し、学校等での活用をより一層図っていく。		
			27	県立高等学校等へのスクールメンター配置活用事業	いじめ、不登校、自殺(自傷行為)等の問題に対応するため、学校生活の様々な機会に生徒と関わり、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターを配置し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援を行います。		【自己評価の理由】県立高等学校及び中等教育学校の25校に配置し、週に1回勤務をしている。教員ではない身近な存在がいることで、生徒が気軽に話せる環境作りや、スクールメンターが得た情報を、教職員と情報共有し生徒支援に繋がっている。		A	困難を抱えている生徒を支援するため、スクールメンターの配置を必要とする県立高等学校23校、県立中等教育学校2校に配置し、相談や学習支援等に対応した。	希望するすべての学校にスクールメンターを配置し、活用できるよう、配置計画の検討を行うことが課題である。	限られた時間の中で、より充実した支援が行えるよう、教職員とスクールメンターが連携した校内支援体制の充実に努めていく。		
			28	教職員向け研修会への講師派遣	教職員向け研修会に対して、「出前講座」の講師を派遣することにより、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することのできる教職員の育成に取り組みます。		【自己評価の理由】自殺対策計画では、目標値として年間2.4箇所の所、R6年で2箇所派遣している。取り組みによりアルコール健康障害対策の強化・充実が図られたものと考えられる。		A	教職員向け研修会2回実施 参加者数1,023人	申込が集中する時の対応。新規講師の開拓も課題。	引き続き、周知に努めこども・若者支援に重点を置き実施していく。		

構成施策事業			目標達成状況								実績	課題	次年度の方向性							
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定							
			29	SOSの出し方に関する教育の推進	保健師、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士等の地域の外部人材の活用を図ったりするなど、各学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じた、「SOSの出し方に関する教育」に取り組みます。また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について児童・生徒への周知を図ります。		【自己評価の理由】外部の専門人材であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協働し、プッシュ型の面談等を行うことで、子どもが抱える困難の早期発見につながった。					A	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全校に週1回配置し、自らSOSを出せない子どもも含め、支援する体制を構築した。また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について相談窓口紹介カードの配付や1人1台端末にプッシュ型で情報を配信するなどして、周知した。	子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいことを踏まえ、困難の早期発見をするとともに、子どもが自らSOSを出せる環境を整える。	引き続きスクールカウンセラー等の外部人材を活用するとともに、「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口の周知に努める。					
			30	地域連携による高校生のこころサポート事業	本事業推進校に指定された学校の活動報告書を、県立高等学校等の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、県立高等学校等に対して、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の普及に取り組みます。		【自己評価の理由】教職員に対しての講演会は自殺予防を含む生徒支援の理論的裏付けや、支援体制の構築に寄与した。また、生徒に対する講演会ではいのちの大切さについて学ぶきっかけを与えることができた。					A	県立高等学校の中から、事業推進校6校を指定し、ストレス緩和や心理的ケアについての講演会や相談会を実施するなど、こころの課題を抱える生徒への対応等の校内研修を実施した。 実施回数：22回	児童虐待や家庭内暴力により、心身に被害を受けている生徒や、学校不適応や精神疾患、発達の課題がある生徒など、多岐に渡る課題や困難を抱える子どもへの対応が求められている。	引き続き、事業推進校による取組を推進するとともに、事業成果の普及に取り組む。					
(3) 不適切な飲酒への対策																				
① 二十歳未満の者や妊産婦に対する対策																				
			31	二十歳未満の者の飲酒をなくすための取組み	二十歳未満の者の飲酒は、特に身体に与える影響が大きいことから、イベント等において、啓発媒体を活用した普及啓発を実施します。	○	二十歳未満(男性15歳以上20歳未満)の飲酒をなくす	0.0%	16.1%	16.1%	9.66%	0%	E	適正飲酒についての情報発信(未病改善ナビ)や保健福祉事務所・同センター、市町村等での普及啓発等の実施。	最新の現状値は、次年度に把握予定であるが、直近の現状値からも、学校や職場等で20歳未満の飲酒リスクへの普及啓発が継続して必要。	保健福祉事務所・センターや市町村が実施する健康増進事業等の中で引き続き普及啓発を実施していく。				
			32	妊産婦の飲酒をなくすための取組み	妊娠中及び授乳中の飲酒は、胎児や乳児等の身体に与える影響が大きいことから、市町村が行う母子保健事業の中で正しい知識の普及や保健指導等の取組みを支援していきます。	○	妊娠中の飲酒をなくす	0.0%	1.5%	1.7%	0.9%	-33%	E	保健福祉事務所で実施しているプレコンセプションケア健康教育の中で、妊娠中の飲酒の影響について知識の普及啓発を行った。 ・実施主体：8保健福祉事務所・センター ・集団指導：実施回数63回、参加人数5,832人	妊娠中の飲酒は、妊婦自身の合併症のリスクを高めるだけでなく、胎児異性アルコール症候群等を引き起こすとされていることから、妊娠前の若い世代から健康管理の必要性を普及啓発していく必要がある。	様々な機会を捉え、引き続き普及啓発を実施する。				
			33	保護者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発【再掲】	青少年喫煙飲酒防止条例による保護者の責務を周知啓発し、青少年の飲酒を防止する行動を促すため、県内各学校の協力を得て飲酒防止に関する資料を配布し、啓発に取り組みます。		【自己評価の理由】中学校1年生保護者向け青少年飲酒防止チラシ97,000枚作成し、県内の中学校を通して保護者へ配布した。学校からの追加配付希望など、学校においても活用されており、啓発を行うことができたと判断したため。					B	中学校1年生の保護者向け飲酒防止の啓発チラシ97,000枚作成し、県内の中学校を通して配布を行った。	予算が許せば中学校1年生だけでなく、全校生徒分作成し、配布することが望ましい。	次年度も取組を継続予定。					
			34	県民に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発【再掲】	青少年喫煙飲酒防止条例による県民の責務等について周知啓発し、青少年を取り巻く社会環境の健全化への取組みについて県民の理解と協力を喚起します。また、青少年を支える社会環境づくりを地域が一体となって進めるため、「青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)」及び「子供・若者育成支援強調月間(11月)」に、関係機関、関係団体との連携により、県内各地での街頭キャンペーン等で飲酒防止に関することを含めて啓発活動を実施します。		【自己評価の理由】関係業界との協働で、社会環境健全化推進該当キャンペーンを令和6年7月～12月に横浜・川崎で2回ずつ実施した。各回で約1,000部ずつ啓発物品を配付し、喫煙飲酒に関する啓発活動を行うことができたと考えたため。					B	啓発物品としてクリアファイルバッグ、チラシ、ポケットティッシュを作成・配布。 関係業界との協働で、社会環境健全化推進該当キャンペーンを令和6年7月～12月に横浜・川崎で2回ずつ実施し、各回で約1,000部ずつ啓発物品を配布した。	特になし。	次年度も取組を継続予定。					
			35	関係事業者に対する、青少年の飲酒防止に関する啓発【再掲】	関係事業者に対して条例に基づく取組みを周知するため、関係業界団体等を通じて飲酒防止に関する啓発物等を配付し、啓発に取り組みます。		【自己評価の理由】飲酒防止のスイングPOP60,000枚を作成し、業界団体との連携により、酒類を扱う販売店等に配布し、店頭等で効果的な啓発を行うことができたため。					B	飲酒防止のスイングPOP60,000枚を作成し、業界団体との連携により、酒類を扱う販売店等に配布した。	特になし。	次年度も取組を継続予定。					

構成施策事業			目標達成状況								実績	課題	次年度の方向性					
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定					
			36	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進【再掲】	児童・生徒の発達段階に応じた計画的・継続的な喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進するため、①児童・生徒に対する指導の充実、②教職員に対する指導・研修の充実、③学校・家庭・地域等との連携を図ります。		【自己評価の理由】 ①児童生徒に対する指導の充実 ○薬物乱用防止教室の開催について推進した。 ②教員等に対する指導・研修の充実 ○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座をオンラインにて開催した。 ③学校・家庭・地域等との連携について ○「PTA活動のためのハンドブック」の改定を行い、ホームページに掲載し、啓発を図った。								B	①児童生徒に対する指導を充実させた。 ②教員等に対する指導・研修を充実させた。 ③学校・家庭・地域等と連携した。	○薬物乱用防止教室の実施率をできる限り向上させる。 ○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座の内容を引き続き充実させていく。	昨年度と同様だが、推進の取組を強化していくとともに、研修内容の充実を図っていく。
			37	PTA活動のためのハンドブックによる啓発【再掲】	児童・生徒を取り巻く今日的課題の一つとして飲酒問題を取り上げ、PTAの理解と問題の解決に向けた取組みを進めるため、「PTA活動のためのハンドブック」への掲載と配付を通じ、啓発に取り組みます。		【自己評価の理由】 年間を通じて「PTA活動のためのハンドブック」の利用に係る問い合わせがあり、学校や市町村においてハンドブックが活用されていると判断したため。								A	・「PTA活動のためのハンドブック」を時点修正し、ホームページに掲載した。[通年] ・神奈川県立高等学校PTA連合会や神奈川県PTA協議会、神奈川県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会の定期総会等で上記ハンドブックを周知した。 ・神奈川県立「高P連会報」第133号の「教育委員会の掲示板」のページ(P7)において、「PTA活動のためのハンドブック」を紹介した。	特になし	「PTA活動のためのハンドブック」を時点修正し、関係機関に配布し、周知する。
			38	酒害予防講演会(依存症公開講座)の実施【再掲】	県民を対象に、アルコール健康障害の予防を図ることを目的として、不適切な飲酒による心身の健康障害について学ぶ講演会について、開催・共催方法を工夫して取り組みます。特に若い世代に対して、アルコールのリスクや適正飲酒について正しい知識の普及啓発を図るために、県内の大学等と連携した取組みを実施します。	○	累計参加者数の増加	累計450人	171人	80人	90人	89%	B	令和6年度 依存症公開講座 依存症～レッセルを張られた人達との出会いで得た事実～ 参加者:80名	会場の確保や運営の人員確保で困難な場合がある。	依存症総合対策の一環として開催方法やテーマ、関係機関との共催などを検討していく。		
			39	青少年喫煙飲酒防止条例に基づく立入調査の実施	青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みの実施状況について関係店舗に立入調査を行い、必要に応じて指導等を行います。また、全ての酒類自動販売機に成人識別装置が設置されるよう継続的な指導を行います。		【自己評価の理由】 調査実施計画の元、予定していた店舗の立入調査を実施し、必要に応じて条例等に基づき指導を行うことができたため。								B	令和6年度の実施件数は74件(対面販売店舗69件、自動販売機5台)。 横浜市・川崎市の店舗は青少年課が、他地域は各地域県政総合センターが調査を実施した。	特になし	次年度も取組みを継続予定。
② 販売、提供への対策																		
			40	青少年喫煙飲酒防止条例に基づく立入調査の実施【再掲】	青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みの実施状況について関係店舗に立入調査を行い、必要に応じて指導等を行います。また、全ての酒類自動販売機に成人識別装置が設置されるよう継続的な指導を行います。		【自己評価の理由】 調査実施計画の元、予定していた店舗の立入調査を実施し、必要に応じて条例等に基づき指導を行うことができたため。								B	令和6年度の実施件数は74件(対面販売店舗69件、自動販売機5台)。 横浜市・川崎市の店舗は青少年課が、他地域は各地域県政総合センターが調査を実施した。	特になし	次年度も取組みを継続予定。
			41	社会環境実態調査の実施	市町村や地域の青少年育成関係者と連携し、青少年の健全育成への影響が考えられる各種営業等の状況を把握するため、カラオケ店、インターネットカフェ店等において「二十歳未満の者の喫煙飲酒禁止の表示」、「酒類自動販売機設置状況」等の基本データを収集する調査を実施します。また、その内容を踏まえて、酒類販売時の年齢確認が不十分な営業等の是正を図ります。		【自己評価の理由】 調査により青少年喫煙飲酒防止条例の順守状況を確認するとともに、条例違反等の疑いのある店舗への立入調査と併せて実施することができたため。								B	7月から9月に調査を実施。調査件数はカラオケボックス81件	特になし	次年度も取組みを継続予定
			42	関係業界団体との協働の取組みの推進	青少年の飲酒を防止する社会環境づくりに向け、青少年喫煙飲酒防止条例の趣旨を踏まえ、県と関係業界団体が協働で啓発活動を実施します。		【自己評価の理由】 青少年健全育成推進業界協議会の構成団体との連携を強化し、酒類販売店における啓発等、飲酒防止のための啓発活動を行うことができたため。								B	飲酒防止のスイングPOP60,000枚を作成し、業界団体との連携により、酒類を扱う販売店等に配布した。	特になし	次年度も取組みを継続予定

構成施策事業			目標達成状況							実績	課題	次年度の方向性				
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定			
				③ 飲酒運転防止に係る対策												
			43	飲酒運転根絶運動	県民の交通安全意識の向上と交通事故防止の徹底を図る県民総ぐるみの交通安全運動の一つとして、飲酒運転根絶に関する運動を実施し飲酒運転根絶県民大会をはじめとするキャンペーンや広報誌を活用した広報啓発活動を実施するなど、飲酒運転を許さない社会づくりを推進します。		【自己評価の理由】 関係機関団体とともに、幅広い世代に対し交通安全啓発活動を実施し、順調に事業が取り組めていると判断したため。		A	12月を「飲酒運転根絶強化月間」と設定し、12月13日中華街において、加賀町警察署及び各団体と連携して、飲酒運転の根絶を広く県民に呼びかける「2024飲酒運転根絶キャンペーン」を開催した。	なし	引き続き、関係機関団体とともに交通安全啓発活動を実施する。今年1月に作成依頼した「飲酒運転根絶ボスター」を、デジタルサイネージを保有している各鉄道会社及び各協力団体に対して掲載依頼する予定。				
			44	飲酒運転根絶強化月間の取組み	神奈川県交通安全対策協議会が、毎年12月に展開する「飲酒運転根絶強化月間」にあわせ、「飲酒運転根絶期間」として交通指導取締りをはじめとした街頭活動を強化するとともに、広報啓発活動及び交通安全教育を推進します。		【自己評価の理由】 交通事故分析に基づいた交通事故防止対策を推進したほか、様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の悪質性・危険性について広報活動を強化した結果、飲酒運転による交通事故発生件数が過去5年平均と比較し、減少傾向で推移しているため。		A	各警察署管内の繁華街等において、酒類を提供する飲食店訪問を50回実施し、ハンドルキーパー運動について周知するとともに、ポスター等の啓発物の活用や来店者に対する呼び掛け等の依頼を行った。	令和6年の飲酒運転による交通事故発生件数は117件、死者数は7人と、依然として飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、飲酒運転の悪質性・危険性について更なる周知を図り、飲酒運転根絶気運を高めていく必要がある。	神奈川県交通安全対策協議会が指定する強化月間を廃止する代わりに、年間運動として飲酒運転防止のための活動を強化していく。				
			45	各種キャンペーンや事業所等を対象とした交通安全講話の実施	啓発用DVDや各種統計資料等を活用して実施する安全講話のほか、飲酒体験ゴーグルを活用した疑似体験等を実施し、飲酒運転の危険性を訴えます。		【自己評価の理由】 道交法の改正により、自転車に関する酒気帯び運転の罰則強化の創設が整備されるなど、県民への周知活動を強化し、交通安全講話の実施回数を増やしたことにより、飲酒運転による交通事故発生件数が過去5年平均と比較し、減少傾向で推移しているため。		A	・飲酒運転の危険性や悪質性を呼び掛けるキャンペーンを233回実施した。 ・事業所運転者等を対象として、飲酒体験ゴーグル等を活用するなどした交通安全講話を316回実施した。	令和6年の飲酒運転による交通事故発生件数は117件、死者数は7人と、依然として飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、飲酒運転の悪質性・危険性について更なる周知を図り、飲酒運転根絶気運を高めていく必要がある。	神奈川県交通安全対策協議会が指定する強化月間を廃止する代わりに、年間運動として飲酒運転防止のための活動を強化していく。				
			46	ハンドルキーパー運動の周知と促進	「ハンドルキーパー運動」について、チラシやポスター等を活用して積極的な広報を展開するほか、酒類を提供する店舗等に対して運動促進の働きかけや、飲酒運転根絶に向けた指導を行います。		【自己評価の理由】 「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転を許さない環境づくりに取り組んだ結果、飲酒運転による交通事故発生件数が過去5年平均と比較し、減少傾向で推移しているため。		A	各警察署管内の繁華街等において、酒類を提供する飲食店訪問を50回実施し、ハンドルキーパー運動について周知するとともに、ポスター等の啓発物の活用や来店者に対する呼び掛け等の依頼を行った。	令和6年の飲酒運転による交通事故発生件数は117件、死者数は7人と、依然として飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、飲酒運転の悪質性・危険性について更なる周知を図り、飲酒運転根絶気運を高めていく必要がある。	引き続き、酒類提供店舗等の訪問による指導や協力依頼を実施していく。				
			47	自動車教習所における周知	飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底します。		【自己評価の理由】 検査の結果、不適正な履行をしている自動車教習所はなく、運転免許取得者に対する飲酒運転防止の啓発活動が、適正になっていた。		A	自動車運転教習所におけるカリキュラムの中に、「運転者の心得」という項目(時限)が設けられており、同項目の中に「飲酒運転防止」が設定されている。同項目は教習の第一回に履修しなければならず、履修しないと先の教習に進めないことにになっている。	飲酒運転が引き起こす悲惨な交通事故を教養するなど、真心に届くような教養が、教習所ごとに温度差が生じることのないよう適切な指導をしていくこと。	引き続き、適正な履行となるよう検査の機会を捉えて指導を推進していく。				
2 進行の予防																
(1) 健康診断及び保健指導																
① 特定健康診査・特定保健指導への支援																

構成施策事業			目標達成状況								実績	課題	次年度の方向性		
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定		
		48	特定健康診査・特定保健指導の従事者に対する人材育成	特定健康診査等の従事者が、特定健康診査及び特定保健指導や生活習慣病予防に関する適切な知識や技術を習得できるように、情報提供や知識の共有を図るとともに、県、保険者協議会及び関係団体等において研修を行います。	【自己評価の理由】 ・令和5年度より、経験年数1～2年の方を対象とした初任者研修に加え、経験年数3年以上の方を対象とした経験者研修を開催し、多くの専門職、事務職が参加した。 ・初任者研修は、生活習慣病予防に必要な基礎的な知識や技術を習得できるようなプログラムを実施。アンケートでは、99.8%が「大変満足・満足・普通」と回答し、講演の理解度も98%を超えていた。 ・経験者研修は、初任者研修よりも専門的な知識を習得し、保健指導実施方法を見直す機会としており、アンケートでは、98.2%が「大変満足・満足・普通」と回答し、各講義の理解度は93.9%であった。 ・初任者研修、経験者研修を合わせた参加者の内容、理解度が9割を超えており、多くの専門職・事務職に研修を実施できたため、A判定とした。	A	【初任者研修会】8月13日～9月26日に講演をe-ラーニングで、9月27日に演習をZoomで開催。 ・参加者 講演:109名、演習:77名 うち市町村職員36名(19市町) 【経験者研修会】8月13日～9月26日に講演をe-ラーニングで、9月27日に演習を対面で開催。 ・参加者 講演:55名、演習:43名 うち市町村職員17名(13市町村)	特定健康診査・特定保健指導の従事者は、毎年担当者の異動や変更等により、初めて業務に従事する方がおり、適切な知識や技術の習得が求められている。また、経験者についても知識や技術を更新し、質を担保することが求められている。	・アンケート内容等を踏まえ、演習内容等を検討し、プラスアップしていく。						
(2) 適量飲酒のための取組み															
		49	適量飲酒のための取組み	保健福祉事務所・センター及び保健所において、成人に対する飲酒と生活習慣病の関連についての普及や保健指導を行っていきます。関連団体による市民公開講座やイベント等の場で、アルコールによる健康障害や適量飲酒についてのリーフレット等を活用した普及啓発を促します。	○	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者(成人1日当たりの純アルコール摂取量男性40g以上の)の割合の減少	15.0%	18.4%	18.4%	17.04%	0%	E	アルコールに関する健康相談を実施(令和5年度38件) 成人に対する飲酒と生活習慣病の関連の普及啓発 ・市町村、保健福祉事務所による普及啓発(実績は7月末迄把握予定)	過剰飲酒が生活習慣病のリスク要因としてあげらかれていることもあり、飲酒による健康影響についてさらなる普及啓発を図っていく必要がある。	引き続き、保健福祉事務所・センターで実施する会議・研修等の機会+Q75+R75
(2) 相談支援体制の充実															
① 精神保健福祉相談等															
		50	依存症相談拠点機関を中心とした相談支援体制の強化	依存症相談拠点機関として選定した県精神保健福祉センターにおける依存症の専門相談(電話相談・面接相談)により、アルコール依存症の本人、その家族等及び支援者向けの相談支援を行うほか、「依存症相談拠点機関連携会議」において、相談機関・医療機関・自助グループや回復支援施設等の情報の共有化やネットワークの構築等を検討し、切れ目ない相談支援体制の強化を図ります。	【自己評価の理由】 電話・面接相談として、様々な立場の方からの相談を受けることができた。また、依存症相談拠点機関連携会議において、情報共有や関係づくりができたと判断するため。	A	依存症電話相談:380件 依存症面接相談:78件 依存症相談拠点機関連携会議の実施	必要な方がつながるよう電話、面接相談の周知の工夫が必要。	依存症電話、面接相談を引き続き実施するとともに、依存症相談拠点機関連携会議を開催して連携を図る。						
		51	県精神保健福祉センターによる相談(依存症電話相談及びこころの電話相談)	専用回線により「依存症電話相談」を実施し、アルコール依存症の人や、その家族及び友人、関係機関からの依存症に関する相談に対応します。 こころの健康相談全般を受け付ける「こころの電話相談」においても、アルコールに関する相談に対応します。	【自己評価の理由】 依存症電話相談は昨年度より件数が増加し、必要な方の相談窓口として機能していると判断できるため。	A	こころの電話相談 相談件数:63893件(内アルコール163件) 依存症電話相談 相談件数:380件(内アルコール115件)	必要な方が利用できるように引き続き周知が必要。	こころの電話相談及び依存症電話相談を引き続き実施するとともに、精神保健福祉センターが主催する研修会や事例検討会に相談員が参加することにより、相談技術の向上を図る。						
		52	いのちのほっとライン@かながわ【再掲】	若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供するとともに、相談員への研修の充実、民間団体等の相談窓口との相互連携を推進し、相談体制を充実させていきます。	【自己評価の理由】 相談時間を延長し、相談前にチャットボットによる的確な相談窓口への案内を行ったことにより相談件数、相談対応率が上昇した。	A	相談対応件数 11,987件 相談対応率 88.7%	昨年度に比べてアクセス件数が減少しており、積極的な広報が必要。	現状の相談体制を維持し、周知カードの配布等を通して積極的に相談窓口の普及啓発に努める。						

構成施策事業			目標達成状況								実績		課題	次年度の方向性				
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定					
			53	保健福祉事務所・センター等による相談支援	保健福祉事務所・センターや精神保健福祉センターにおいて、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する「電話相談」や「面接相談」、「依存症包括相談会」を実施します。		【自己評価の理由】 依存症電話相談は昨年度より件数が増加し、必要な方の相談窓口として機能していると判断できるため。また、面接相談、包括相談会ともに、相談件数が昨年度より増加したため。								A	電話相談:380件 面接相談:78件 包括相談会:2回	必要な方がつながるよう電話、面接相談の周知の工夫が必要。	依存症に困っている多くの方が相談につながるよう、周知の方法の工夫や、日時の変更などを行う。
			54	依存症相談拠点機関連携会議における検討	県及び政令市の依存症相談拠点機関を構成員とした「依存症相談拠点機関連携会議」において、密接な連携を図るとともに情報や課題を共有し、必要な施策を検討します。		【自己評価の理由】 様々な情報や知識を得られる良い機会となり、連携を深めることができた。								A	依存症相談拠点機関連携会議 参加者: 14名	4県市依存症相談拠点事業のセミナー等の日程について偏る可能性がある	年度の予定を共有し、日程の重なりを避ける。
			55	地域依存症対策担当者会議における検討	県の精神保健福祉センター・保健福祉事務所・センター及び横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市の保健所を構成員とした「地域依存症対策担当者会議」において、密接な連携を図るとともに情報や課題を共有し、必要な施策を検討します。		【自己評価の理由】 様々な情報や知識を得られる良い機会となり、連携を深めることができた。								A	地域依存症対策担当者会議 参加者: 21名	相談の1割程度が依存症の相談であるが、特化した取り組みはできていない。	共催での事業支援や支援を検討していく。
			56	依存症に関する普及啓発【再掲】	アルコール依存症を含む依存症の正しい知識や精神保健福祉センター等の相談窓口について、広く県民に理解していくだけるよう動画やリーフレット等を活用し、普及啓発に取り組みます。また、県ホームページにアルコール依存症についてのセルフチェックシートを掲載することにより、自らの依存状態へ気づきの機会を提供し、早期発見・早期治療につながるきっかけづくりの取組みを進めます。さらに、県民の方々の目に触れる機会を増やすため、インターネットや動画のほか、バナー広告やデジタルサイネージ等、様々な広報媒体を活用した普及啓発に取り組みます	O	精神保健福祉センターや保健所等の相談窓口の認知度の増加	60%	24.7%	31.6%	35.5%	64%	C	県ホームページ及び県作成動画において、行政相談窓口やかながわ依存症ポータルサイトについて案内している。 啓発期間においては、かなチャンTV(Youtube)や公共交通広告、Yahoo!ディスプレイ広告を活用した普及啓発に取り組んだ。	相談先の認知度について、精神保健福祉センターや保健所等の行政相談窓口の認知度は年々徐々に増加傾向にあるが、広く県民が理解できているとはまだ言い難い。今後も動画やリーフレット等以外にも、様々な広報媒体を活用し、依存症の相談先を県民に普及できるよう取り組む。	行政の関係機関や自助グループ、医療機関と連携し、県民がアルコール依存症について理解していただけるような動画を作成し、広く普及啓発できるよう県ホームページやYoutubeに掲載する予定である。		
② 職域等における相談																		
			57	働く人のメンタルヘルス相談の実施【再掲】	かながわ労働センターにおいて「働く人のメンタルヘルス相談」を実施するとともに、相談員のアルコール健康障害や関係機関に関する理解と知識を深め、必要に応じて、相談者等を適切な相談窓口につなげることにより、労働者のアルコール問題を解決に導く取組みを行います。		【自己評価の理由】 働く人のメンタルヘルス相談を実施するとともに、必要に応じて、相談者等を適切な相談窓口につなげることにより、労働者のアルコール問題の解決に導いていると判断したため。								A	かながわ労働センター本所にて「働く人のメンタルヘルス相談」(第1・2・3・4火曜日、カウンセラー対応)を実施。	特になし	引き続き、働く人のメンタルヘルス相談を実施していく。
③ 相談支援者に対する研修																		
			58	神奈川県酒害相談員研修会事業等の実施	酒害相談員が酒害に対する理解と知識を深め、自らの体験を酒害に悩む人たちへの相談支援に生かすため、酒害相談員研修会と酒害相談員地区別一般研修会を実施します。		【自己評価の理由】 会場や金銭的な課題がありながらも、地区別一般研修を行い、酒害に悩む人への相談へ生かすことができた。参加者も増加した。また、研修会では、理解と知識を深めることができたと判断するため。								A	【酒害相談員研修会】 横浜市健康福祉総合センターにて開催し、受講者は78名となった。 【地区別一般研修】 実施回数: 20回 参加者数: 1130名	地区別一般研修会や例会の会場の確保が金銭的に困難な場合があることが課題。また、一般の方の参加が少なく、周知の方法にも課題がある。	引き続き神奈川県断酒連合会に酒害相談員研修と地区別一般研修会の実施について委託することにより、酒害相談員の相談技術の向上を図る。
			59	アルコール健康相談研修の実施	県精神保健福祉センターにおいて、関係機関の職員等を対象に、アルコール健康障害について理解するとともに、アルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶことを目的として研修を実施します。	O	累計受講者数の増加	200人	139人	106人	40人	265%	A	令和6年度アルコール健康相談研修「アルコール依存の理解と支援者の関わり方について」 参加者: 106名	アルコール依存症者への支援では、医療、保健、福祉が連携して行う必要がある。関係機関所職員が研修に参加できるようにする必要がある。	保健福祉事務所等と共に催すなど方法を調整して研修実施を検討する。		
			60	依存症セミナーの実施(保健・福祉・介護・司法等相談従事者向け)	依存症治療拠点機関等は、様々な分野に従事する支援者等を対象に、アルコール依存症に対する正しい知識やアルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶことを目的として研修を実施します。	O	累計受講者数の増加	1000人	685人	396人	400人	99%	B	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者や相談支援に従事する者を対象にした研修を行った。(参加者: 精神医療センター23名、北里大学病院163名)	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者や相談支援に従事する者を対象にした研修を行った。(参加者: 精神医療センター23名、北里大学病院163名)	引き続き、神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、依存症セミナーを実施する。		
(2) アルコール健康障害に係る医療の充実と医療連携の推進																		
① 一般医療機関と専門医療機関でのアルコール医療の充実等																		

構成施策事業				目標達成状況								実績	課題	次年度の方向性		
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定			
			61	依存症専門医療機関の選定	依存症の本人が地域で適切な医療が受けられるよう「依存症専門医療機関」の選定をさらに進め、依存症医療の均てん化と関係機関とのネットワーク化を図り、地域における依存症の医療提供体制を整備します。また、専門医療機関となるために必要な研修の受講について、県内の医療機関への呼び掛けを行います。	○	依存症専門医療機関の増加	10箇所以上	6機関	6人	10人	0%	E	現在の依存症専門医療機関(6機関) ・神奈川県精神医療センター ・久里浜医療センター ・北里大学病院 ・みくるべ病院 ・神奈川病院 ・大石クリニック	アルコール依存症が疑われる者の推計数とアルコール依存症で医療機関を受診した患者数との乖離(いわゆる治療ギャップ)があることから、依存症の専門医療機関・専門医の充実した体制が求められている。湘南地域や県西地域に拠点病院がなく、偏在性も課題である。	引き続き、県内市町村と連携し、専門医療機関の選定に努める。また、地域のニーズや医療機関の状況を把握するためのアンケート調査を実施する。
			62	依存症セミナーの実施(医療従事者向け)	依存症治療拠点機関等は、医療従事者向けの研修を実施し、アルコール依存症に対応する従事者の人材育成に取り組みます。	○	累計受講者数の増加	200人	126人	96人	200人	48%	D	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、県内の医師や看護師等の医療従事者を対象にした研修を行った。(参加者 精神医療センター64名、北里大学病院32名)	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、広く県内の医師や看護師等の医療従事者に研修を行った。(参加者 精神医療センター64名、北里大学病院32名)	引き続き、神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、依存症セミナーを実施する。
			63	依存症治療拠点機関を中心とした医療提供体制の充実	依存症治療拠点機関において、アルコール依存症の治療の充実に向けた治療プログラムの実施や医療従事者を対象とした依存症の研修の実施、セミナー等の開催による普及啓発等の取組みを行い、医療提供体制の充実を図ります。		【自己評価の理由】各医療機関において、入院患者及び外来患者を対象とした治療回復プログラムを複数回実施し、また、依存症セミナーやポータルサイト等様々な方法を活用した人材育成や普及啓発に取り組めていると判断したため。						A	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、各医療機関にて医療従事者を対象とした研修や入院・外来患者を対象としたアルコール依存症治療プログラムを行った。そのほか、依存症シンポジウムや動画作成などによる普及啓発や、関係機関への講師派遣により支援の充実を図った。	研修やセミナー、普及啓発資料については周知方法の工夫が必要。	引き続き、神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、医療提供体制の充実に向けて多角的に取組を進める。
			64	受診後の患者支援事業の実施	依存症治療拠点機関において、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、外来受診後又は退院後の依存症患者について、適切な治療と自助グループや回復支援施設等への継続した支援を実施します。		【自己評価の理由】依存症治療拠点機関において、多くの民間支援団体と連携し、受信後の患者に対し継続的な支援を行えたため。						A	【県立精神医療センター】 ・128名を対象に受診後の患者支援に係るモデル事業を実施。 ○民間支援団体との連携 ・17施設の民間支援団体(自助グループ等を含む。)と連携。 ・入院治療プログラムとして断酒会、AA、NAの当事者が1回／月メッセージを伝えに来院する ・薬物プログラム「SMAPPP」にダルクのスタッフが参加する ・精神保健福祉士のプログラムの中で依存症関連施設が1-2回／年、地域の施設紹介として来院して顔の見える関係作りを行う ○継続的な支援 ・入院中に自助グループや回復施設への情報提供を行い、必要があれば同行し、積極的に通所できるよう支援する ・医師、看護師、精神保健福祉士が連携して受診継続や自助グループ、施設への通所状況を共有し、連携しながら支援している	依存症治療拠点機関と連携し、引き続き継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備していくことが必要である。	引き続き、依存症患者を適切な治療、支援に結びつけられるよう実施体制について検討して行う。

構成施策事業				目標達成状況							実績	課題	次年度の方向性
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定
		65	専門医療機関等における回復支援・再発防止の取組み	依存症専門医療機関において、SARPP(サーブ)、KIPP(キップ)、などをはじめとする外来集団治療プログラム等を依存症からの回復を目指す多くの方に提供することにより、依存症の回復支援・再発防止に取り組みます。また、依存症専門医療機関において、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等と継続的に連携して、回復支援や再発防止に取り組みます。	【自己評価の理由】各医療機関において集団治療回復プログラム等を行うとともに、好事例について連携会議において共有を行えたため。	A	各医療機関において、集団治療回復プログラムを実施するとともに、依存症治療拠点機関等連携会議において情報共有を行った。	【県立精神医療センター】 外来及び入院患者に対し、治療回復プログラムを実施。 SARPP(アルコール) 延べ463名 ほか	【北里大学病院】 <アルコールグループミーティング> ①日時:第4水曜日 14時~15時30分 ②参加人数:139名 ※外来のみ	各医療機関と連携し、より多くの方に対して、集団治療プログラムを提供できるよう取組む必要がある。	各医療機関と連携し、引き続き支援体制について検討していく。		
		66	地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業の実施	依存症治療拠点機関による、地域での連携による依存症患者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備し、依存症患者を適切な治療、支援に確実に結びつけることを目的としたモデル事業を実施します。	【自己評価の理由】 関連する身体科や多くの関係機関と連携し、依存症が疑われる個々の患者に沿った支援を提供することができたため。	A	【北里大学病院】 ・依存症疑いの患者に関して同院の身体科や救命救急・災害医療センターから精神科に相談をもらい、早期発見に努める。 ・スクリーニングの結果依存症が疑われた302名を対象に、モデル事業の趣旨に沿った支援を実施。 ・同院スタッフにより、自助グループ、回復支援施設、民間団体の紹介、引合せ、同伴などを実施。 ・7施設の治療機関や支援機関と連携し、合併疾患や種々の問題の対応をした。	依存症治療拠点機関と連携し、引き続き継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備していくことが必要である。	引き続き、依存症患者を適切な治療、支援に結びつけられるよう実施体制について検討して行う。				
		67	依存症治療拠点機関等連携会議における検討	依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組みにつなげます。	【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関である県立精神医療センターと連携し、会議を年2回開催し、取組共有や課題検討が行えた。	A	令和6年度 第1回:令和6年7月18日(オンライン) 第2回:令和7年2月27日(現地及びオンライン)	依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関の連携を進めるとともに、依存症対策に関する課題等の共有し、早期に必要な支援が提供できる体制を構築する必要がある。	引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。				
		68	県アルコール健康障害対策推進協議会における検討	市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等を構成員とした「県アルコール健康障害対策推進協議会」において、関係者同士が連携しながら、医療提供体制の充実に向けて検討し、取組みにつなげます。	【自己評価の理由】 令和6年度アルコール健康障害対策推進協議会では、第2期計画の概要・進捗管理について、主に20歳未満の防止や支援者への研修に係る議論を行った。また、断酒会の取組を周知する動画に関する意見聴取を行い、内容を充実させることができ、効果的な周知方法の検討につながったと判断したため。	B	令和6年度は計1回開催した。 ○令和6年度アルコール健康障害対策推進協議会 開催日:令和6年8月14日(水) 「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」に関し、第1期計画の達成状況、第2期計画の概要及び進行管理について協議した。	当計画に位置づけた施策や数値目標の達成状況の把握とそれに対する課題の掘り起こしや施策の見直し、新たな施策の検討。	治療ギャップや専門医療機関の偏在性の解消に向けて、地域資源やニーズの把握方法について検討する。				

構成施策事業				目標達成状況								実績	課題	次年度の方向性		
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定			
			69	一般的医療従事者向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知	アルコール健康障害の早期発見、早期介入のため一般の医療従事者(内科、救急等)向けの治療ガイドライン(減酒指導、専門医療機関との連携等を含む。)を基にした国の研修を精神科医療機関(依存症治療を専門としない医療機関を含む。)や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者(内科、救急、産業医等)に周知を図ります。		【自己評価の理由】 右記の研修について、精神科医療機関のほか、保福事務所・保健所等に案内した。参加職種は、医師に限らず看護師や精神保健福祉士等様々であり、広くアルコール依存症に関する早期介入方法や治療について周知できたと判断した。						B	令和6年度は下記の研修を関係機関に周知した。 ○令和6年度研修 ・アルコール依存症臨床医等研修 ・アルコール依存症集団療法研修 ・全国依存症対策研修 ・第1回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ・第2回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ○周知先 ・保健福祉事務・センター ・県精神保健福祉センター ・県内の精神科病院(政令指定都市を除く) ・県立精神医療センター ・県精神神経科診療所協会	精神科医療機関に限らず、内科や救急等アルコール依存症に関わりのある機関に対しての周知を強化する必要がある。	引き続き県所管域の医療機関や保健所等に向けて研修の周知を図る。
			70	一般的精神科医向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知	一般的精神科医向けの治療ガイドライン(断酒・減酒の考え方や動機づけ面接などの支援方法を含む。)を基にしたアルコール依存症に関する早期介入方法や治療についての国の研修を精神科医療機関(依存症治療を専門としない医療機関を含む。)の精神科医に周知を図ります。		【自己評価の理由】 右記の研修について、精神科医療機関のほか、保福事務所・保健所等に案内した。参加職種は、医師に限らず看護師や精神保健福祉士等様々であり、広くアルコール依存症に関する早期介入方法や治療について周知できたと判断した。						B	令和6年度は下記の研修を関係機関に周知した。 ○令和6年度研修 ・アルコール依存症臨床医等研修 ・アルコール依存症集団療法研修 ・全国依存症対策研修 ・第1回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ・第2回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ○周知先 ・保健福祉事務・センター ・県精神保健福祉センター ・県内の精神科病院(政令指定都市を除く) ・県立精神医療センター ・県精神神経科診療所協会	精神科医療機関に限らず、内科や救急等アルコール依存症に関わりのある機関に対しての周知を強化する必要がある。	引き続き県所管域の医療機関や保健所等に向けて研修の周知を図る。
② 内科等身体科と精神科との医療連携の推進																
			71	かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施	内科等のかかりつけ医が、アルコール依存症とうつ病等の関係に関する知識や介入の方法を修得し、適切に対応するための対応力向上研修の実施に取り組みます。	○	累計受講者数の増加	1350人	783人	280人	270人	104%	A	政令市を含む会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催し、計280名が受講した。	より多くの内科医等のかかりつけ医の受講を目指し県医師会と連携し周知する。	県内5か所で研修実施予定

構成施策事業			目標達成状況								実績	課題	次年度の方向性			
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定			
			72	一般的医療従事者向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知【再掲】	アルコール健康障害の早期発見、早期介入のため一般の医療従事者(内科、救急等)向けの治療ガイドライン(減酒指導、専門医療機関との連携等を含む。)を基にした国の研修を精神科医療機関(依存症治療を専門としない医療機関を含む。)や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者(内科、救急、産業医等)に周知を図ります。		【自己評価の理由】 右記の研修について、精神科医療機関のほか、保福事務所・保健所等に案内した。参加職種は、医師に限らず看護師や精神保健福祉士等様々であり、広くアルコール依存症に関する早期介入方法や治療について周知できたと判断した。						B	令和6年度は下記の研修を関係機関に周知した。 ○令和6年度研修 ・アルコール依存症臨床医等研修 ・アルコール依存症集団療法研修 ・全国依存症対策研修 ・第1回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ・第2回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ○周知先 ・保健福祉事務・センター ・県精神保健福祉センター ・県内の精神科病院(政令指定都市を除く) ・県立精神医療センター ・県精神神経科診療所協会	精神科医療機関に限らず、内科や救急等アルコール依存症に関わりのある機関に対しての周知を強化する必要がある。	引き続き県所管域の医療機関や保健所等に向けて研修の周知を図る。
			73	一般的精神科医向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知【再掲】	一般的精神科医向けの治療ガイドライン(断酒・減酒の考え方や動機づけ面接などの支援方法を含む。)を基にしたアルコール依存症に関する早期介入方法や治療についての国の研修を精神科医療機関(依存症治療を専門としない医療機関を含む。)の精神科医に周知を図ります。		【自己評価の理由】 右記の研修について、精神科医療機関のほか、保福事務所・保健所等に案内した。参加職種は、医師に限らず看護師や精神保健福祉士等様々であり、広くアルコール依存症に関する早期介入方法や治療について周知できたと判断した。						B	令和6年度は下記の研修を関係機関に周知した。 ○令和6年度研修 ・アルコール依存症臨床医等研修 ・アルコール依存症集団療法研修 ・全国依存症対策研修 ・第1回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ・第2回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ○周知先 ・保健福祉事務・センター ・県精神保健福祉センター ・県内の精神科病院(政令指定都市を除く) ・県立精神医療センター ・県精神神経科診療所協会	精神科医療機関に限らず、内科や救急等アルコール依存症に関わりのある機関に対しての周知を強化する必要がある。	引き続き県所管域の医療機関や保健所等に向けて研修の周知を図る。
(4) アルコール関連問題を抱える者に対する対策																
① 飲酒運転をした者に対する対策																
			74	飲酒取消講習(二輪・四輪学級)の実施	運転免許取消処分者講習対象者のうち、運転免許の取消処分に係る累積点数中に酒気帯び運転等の法令違反が含まれている者又は無免許で飲酒運転の法令違反がある者に対し、通常の講習内容に加えて、オーディット(アルコール依存症のテスト)、ブリーフインターベーション(簡易介入)、ディスクッションを行います。(講習で使用するワークブックは、飲酒運転の予防を目的としており、受講者がお酒の飲み方を振り返り、飲み方を少し変えてみようと思った時に手助けとなるように作られています。)		【自己評価の理由】 飲酒取消講習の受講者にアルコール依存症相談窓口・医療機関等のリストを配布するとともに、アルコール依存症の簡易検査を実施し飲酒問題を表面化させた。更に、飲酒ディスカッションを行い、飲酒のあり方について真摯に検討するなど飲酒運転撲滅の強化が図られた。						A	飲酒取消講習を、公安委員会(運転教育課)及び指定講習機関(県内13校)で実施した。令和6年度の実施は公安委員会18回33人、指定講習機関123回276人であった。	飲酒運転による取消処分者の中には、アルコール依存症等アルコールに関する問題を抱えている可能性がある方もいるため、今後も飲酒取消講習を通じて、アルコール依存症相談窓口や医療機関について必要な情報を提供し、アルコール依存症の治療等につなげることが必要である。	受講者にアルコール依存相談窓口、医療機関情報等のリストや関係資料を配布する取組みを継続実施する。

構成施策事業			目標達成状況							実績	課題	次年度の方向性	
大柱項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定		
②社会的課題の背景にアルコール関連問題がある場合の対策													
75	関係機関による相談窓口等の情報提供と連携(DV相談窓口等)	配偶者暴力相談支援センターのDV相談窓口等において、必要に応じアルコール関連問題に関する相談窓口や医療機関等についての適切な情報提供を行っており、順調に事業に取り組めていると判断したため。		【自己評価の理由】 アルコール関連問題が含まれるDV相談があつた場合、必要に応じ専門窓口や医療機関等についての適切な情報提供を行っており、順調に事業に取り組めていると判断したため。						A	配偶者暴力相談支援センターのDV相談窓口において、相談内容にアルコールに関する問題が含まれている場合は、アルコール関連問題の専門相談窓口や医療機関等についての情報提供を行った。	適切に情報提供を行っており、特段課題はない。	引き続き、アルコール関連問題が含まれるDV相談があつた場合は、必要に応じ専門窓口等の情報提供を行う。
76	関係機関による相談窓口等の情報提供と研修の実施(児童相談所等)	児童相談所等において、関係機関と連携し、専門医療機関や相談窓口等必要な情報提供を行います。		【自己評価の理由】 家族内の問題解決のため、必要に応じて専門窓口等の情報提供を行った。 アルコール問題に特化した研修は実施していない。						C	令和6年度もアルコール関連問題に関する研修は実施せず	虐待者の背景にアルコール問題があつたとして、当事者自身がそれをどのように自覚し、治療につながっていくかは不確実である	引き続き、虐待者の背景にアルコール問題がある場合には必要に応じて関係機関との連携を検討する
77	「子ども・家庭110番」「児童相談虐待対応ダイヤル」「児童相談所相談専用ダイヤル」の設置	子どもや家庭について相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。		【自己評価の理由】 ・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのため、複数の相談窓口を設置している。						A	・子ども家庭110番(毎日9時~20時) 相談受付件数 1,517件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間365日) 1,439件 ・児童相談所相談専用ダイヤル	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日受け付ける。
78	人権・子どもホットラインの設置	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。		【自己評価の理由】 ・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのため、相談窓口を設置している。						A	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時~21時)相談受付件数 196件	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」による電話相談を受け付ける。
79	支援をする児童へのメンタルフレンドの派遣	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援をする児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。		【自己評価の理由】 登録人数も派遣回数も伸びている。						B	派遣回数151回 登録人数27人	・安定した事業活動のため、引き続き事業の普及や広報について、継続的に取り組む必要はある。	・引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する。
80	ケアリーバー支援事業	ケアリーバーの孤独・孤立を防ぐため、新たに県央地域に一時的な滞在場所及びあすなろサポートステーションの分室となる相談室を設置し、相談機能を強化します。		【自己評価の理由】 支援が必要なケアリーバーの背景に、アルコール問題があつたとして、この事業をとおして、当事者自身がそれをどのように自覚し、治療につながっていくかは不確実であるため						C	緊急的に居住の場を失うケアリーバーに対し提供できる一時的な滞在場所を令和5年7月から稼働させ、あすなろサポートステーションの分室(サテライト)としての相談室を併設し、ケアリーバーへの相談機能を強化した。 相談実績2,338件、入居4件	支援が必要なケアリーバーの背景に、アルコールの問題があつたとして、この事業をとおして、当事者自身がそれをどのように自覚し、治療につながっていくかは不明	引き続き、支援が必要なケアリーバーの背景に、アルコールの問題があれば、必要に応じて関係機関との連携を検討する。
81	高齢者虐待防止の取組み	高齢者の虐待を防止するために、養護者や施設職員の向けの啓発リーフレットや対応マニュアル、施設職員向けの研修資料等を作成し、県ホームページに掲載するとともに、県内の高齢者虐待相談窓口について情報提供を行うほか、市町村虐待防止担当職員向けに研修を実施します。		【自己評価の理由】 養護者による高齢者虐待及びセルフネグレクト事例にてアルコール関連問題が要因になるケースがある。虐待ケースの一部分であるため、養護者や本人のアルコール関連問題を取り上げた研修はしていないが、市町村職員、地域包括支援センター職員、保福職員向けに行方者虐待防止対応研修を開催したり、随時市町村職員からの相談に応じるなど、高齢者虐待防止対応への支援を行った。						C	過年度に引き続き、高齢者虐待防止対応に関わる研修資料やリーフレット、マニュアル、相談窓口を県ホームページに掲載している。令和6年度は高齢者虐待防止担当職員向けに高齢者虐待対応研修を3回実施した。(参加者市町村職員95名、参加保健福祉事務所職員9名)	養護者及び本人にアルコール関連障害がある場合の具体的な対応については、専門の相談先との連携が取れるようにしていくたい。	高齢者虐待防止対応マニュアルの改訂とホームページ掲載。高齢者虐待対応研修の実施。
82	かながわケアラーサポートサイト	ケアラー本人や関係機関に相談窓口や利用できるサービス等の情報を提供するとともに、県民に対しケアラーの置かれている状況などを知りたいために必要な情報を掲載します。	○	かながわケアラーサポートサイトのアクセス件数の増加	54000人以上	18344人	43,982人	54,000人	81%	B	ケアラーズカフェなど当事者支援やケアラーサポートサイトを支える二次相談といったケアラーサポートに関する情報提供を行った。	アクセス数を増やしていく。	ケアラー本人や支援者に向け、掲載内容をより充実させる。
83	ケアラーコールセンター事業	気軽に悩みを相談でき、SOSを発信できるケアラーサポートサイトを設置します。 ・電話によるケアラーサポート ・SNSを活用した相談(かながわケアラーサポートLINE)		【自己評価の理由】 相談窓口では、思いを傾聴し、具体的な支援窓口を紹介するなど、ケアラーサポートとして役割を果たすことができた。						B	相談件数 ・LINE: 363件 ・電話: 54件	相談窓口の認知度向上を図っていく。	相談窓口を広く周知し、相談を必要とするケアラーサポートの掘り起しを進める。

構成施策事業			目標達成状況							実績	課題	次年度の方向性			
大柱項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定				
	84	ケアラー支援専門員配置事業	適切なサービスにつなげられるよう、各分野の相談・支援に携わる者同士のネットワーク構築や、複数の分野にまたがるなど困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整など、ケアラーを地域で支える体制づくりを支援します。		【自己評価の理由】 ケアラーに関する研修会への講師登壇等を通じて支援機関とのネットワーク構築を進め、県内におけるケアラー支援の周知・理解促進に貢献した。							B	ケアラー支援専門員が講師として登壇した研修会 27回 支援制度や福祉サービス等に関する情報提供 19件 ヤングケアラー等の支援に係るコーディネート 15件 出前研修 8回	ケアラー支援者となり得る関係機関や関係団体等と広くネットワークを構築していく。	関係機関や関係団体等に対して、ケアラー支援専門員の存在を周知する。
(3) 自殺未遂の背景にアルコール関連問題がある場合の対策															
	85	ゲートキーパー養成研修の実施	地域で暮らす様々な人を対象とし、ゲートキーパー養成研修を開催して、飲酒が自殺を誘発してしまうこと等、アルコールと自殺の関係について理解の促進に取り組みます。		【自己評価の理由】 自殺対策計画における養成数の目標値はクリアしており、(年間9,500人目標、R6年17,170人養成)研修の中でアルコールに関するリスクを説明しているため、健康障害対策の強化・充実に寄与しているものと考えられる。							A	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で271回、17,170人養成。行政職員が6,705人と最多。以下、一般県民、教職員等。 フォローアップ研修は10回。その他各市町村独自にフォローアップや情報提供も行っている。	知識の再確認・ゲートキーパーの役割の継続のためのフォローアップ研修の在り方、研修会開催方法の工夫	各市町村の自殺対策計画が策定され、計画に基づきゲートキーパー要請が求められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。無理のない範囲でオンライン等、全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年に一度は受講するように市町村、関係団体に勧めていく。
	86	自殺未遂者支援事業	救命救急センター等に社会福祉士等の専門職を配置し、病院に搬送されたアルコール関連問題を抱えた自殺未遂者及び家族に対して支援を行います。		【自己評価の理由】 搬送された自殺未遂者に面接を行い、地域の精神科医療機関や相談機関に相談内容に応じてつなぎを行っている。依存の問題がある患者については専門の医療機関につながるよう支援をしている。 事例検討を行うことで、未遂者支援について共有し、連携について確認することができた。							B	県内にある救命救急センター(東海大学医学部付属病院)に相談専門職(社会福祉士)を配置し、搬送された自殺未遂者に対して面接相談、地域の関係機関との連携を図り、連絡調整会議・ケース検討会の開催、自殺未遂者への退院後のフォローを行う等、医療機関、警察、救急隊、行政機関と連携した支援体制の構築を進めた。 ・支援実施件数 162件 ・連絡会議実施回数 3回 ・電話フォロー率 64.8%(105人)	自殺未遂の起こるケースは様々で、継続的なフォローが必要な方に適切な支援が届くよう、地域につなげる必要があることから、全県展開においても地域の関係機関との連携強化がより一層求められる。	全県展開に向けて、東海大学医学部付属病院や保健福祉事務所との連絡調整会議や検討会の中で協議していく。

3 再発の予防															
(1) 社会復帰の支援															
① アルコール依存症に対する正しい知識の促進(社会復帰への理解)															
	87	アルコール健康障害に関するリーフレットによる啓発【再掲】	各地域の相談窓口や研修会等でアルコール健康障害に関連するリーフレットを配付し、アルコール依存症を含め、広くアルコール健康障害に対する正しい知識の普及啓発に取り組みます。		【自己評価の理由】 講演会や研修会、依存症面接において、支援者や一般県民に配布及びオンラインでデータ情報を伝え、啓発に取り組んだと判断したため。 また、一般向けおよび、女性向けアルコールリーフレットの更新を行った。							A	講演会や研修会、依存症面接において、支援者や一般県民に配布及びオンラインでデータ情報を伝えた。	より広く普及啓発を行うため、配布先及び方法の拡充を図る。 引き続きリーフレットを活用した普及啓発に努める。	
	88	酒害予防講演会(依存症公開講座)の実施【再掲】	県民を対象に、アルコール健康障害の予防を図ることを目的として、不適切な飲酒による心身の健康障害について学ぶ講演会について、開催・共催方法を工夫して取り組みます。 特に若い世代等に対して、アルコールのリスクや適正飲酒について正しい知識の普及啓発を図るため、県内の大学等と連携した取組みを実施します。	○	累計参加者数の増加	450人	171人	80人	90人	89%		B	令和6年度 依存症公開講座 依存症～レッテルを張られた人達との出会いで得た事実～」 参加者:80名	会場の確保や運営の人員確保で困難な場合がある。	依存症総合対策の一環として開催方法やテーマ、関係機関との共催などを検討していく。
	89	家庭教育推進事業【再掲】	家庭教育を取り巻く課題の一つとして飲酒問題を取り上げ、「家庭教育ハンドブック すこやか」への掲載と配付を通じ、啓発に取り組みます。		【自己評価の理由】 取組により、保護者に対し、家庭教育にかかる情報提供ができた。							B	県内の国・公・私立中学校、中等教育学校、特別支援学校中等部の新中学1年生の保護者等(政令市立の学校を除く)に配付した(41,000部)	特になし	ハンドブックの作成、配付を継続し、普及啓発を図る。

構成施策事業			目標達成状況								実績		課題	次年度の方向性				
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定					
			90	労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発【再掲】	かながわ労働センターが実施する働く人のメンタルヘルス相談、一般労働相談、労務管理セミナー等の機会に、アルコール関連問題に関するリーフレット等の資料を配付し、啓発に取り組みます。		【自己評価の理由】 アルコール関連問題に関するリーフレットを配布することで、労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発をすることができたと判断したため。								A	アルコール関連問題に関するリーフレットをかながわ労働センター4か所に配布した。 特になし	かながわ労働センターが実施する働く人のメンタルヘルス相談、労務管理セミナーの機会にアルコール関連問題に関するリーフレット等の資料を配布し、啓発に取り組む。	
			91	依存症に関する普及啓発【再掲】	アルコール依存症を含む依存症の正しい知識や精神保健福祉センター等の相談窓口について、広く県民に理解していくだけるよう動画やリーフレット等を活用し、普及啓発に取り組みます。また、県ホームページにアルコール依存症についてのセルフチェックシートを掲載することにより、自らの依存状態へ気づきの機会を提供し、早期発見・早期治療につなげるきっかけづくりの取組みを進めます。さらに、県民の方々の目に触れる機会を増やすため、インターネットや動画のほか、バナー広告やデジタルサイネージ等、様々な広報媒体を活用した普及啓発に取り組みます。		○	精神保健福祉センターや保健所等の相談窓口の認知度の増加	60%	24.7%	31.6%	35.5%	64%	C	県ホームページ及び県作成動画において、行政相談窓口やかながわ依存症ポータルサイトについて案内している。啓発期間においては、かなチャンTV(Youtube)や公共交通広告、Yahoo!ディスプレイ広告を活用した普及啓発に取り組んだ。	相談先の認知度について、精神保健福祉センターや保健所等の行政相談窓口の認知度は年々徐々に増加傾向にあるが、広く県民が理解できているとはまだ言い難い。今後も動画やリーフレット等以外にも、様々な広告媒体を活用し、依存症の相談先を県民に普及できるよう取り組む。	行政の関係機関や自助グループ、医療機関と連携し、県民がアルコール依存症について理解していくだけるような動画を作成し、広く普及啓発できるよう県ホームページやYoutubeに掲載する予定である。	
			92	アルコール関連問題啓発週間の取組み【再掲】	国が定める「アルコール関連問題啓発週間(毎年11月10日から16日)」において、市町村や依存症相談拠点・治療拠点機関、事業者等関係機関と連携し、広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるためのイベント等広報活動を行います。		【自己評価の理由】 啓発週間中、様々な広告媒体を活用し、男女問わず幅広い世代に向けた広報ができたと判断したため。								A	【動画制作】 「ともに断酒、ともに回復 —アルコール依存症の自助グループ“断酒会”—」を作成 ○掲載先等: 県HP、Youtube、X(旧Twitter)、いのちのほっとライン 【広告実施】 ○放映動画: 「ちょっとした息抜きのつもりが…(アルコール編)」 ①車内広告 ②Web広告 ③デジタルサイネージ	啓発週間において公共交通広告及びインターネット広告を実施するほか、依存症治療拠点病院の神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、広く啓発活動を行っていく必要がある。	行政の関係機関や自助グループ、医療機関と連携し、県民がアルコール依存症について理解していくだけるような動画を作成し、広く普及啓発できるよう県ホームページやYoutubeに掲載する予定である。
			93	かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供【再掲】	アルコール依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながることができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。		○	かながわ依存症ポータルサイトのアクセス数の増加	6000件/月	3300件/月	5371件/月	6000件/月	90%	B	6年度の月別アクセス数 【4月】5,343件【5月】6,120件【6月】5,474件【7月】5,636件【8月】5,171件【9月】5,510件【10月】5,251件【11月】5,530件【12月】4,449件【1月】5,332件【2月】5,280件【3月】5,359件	令和元年度から6年度にかけて、年々ポータルサイトへのアクセス数は順調に増加している。今後も、普及啓発等を通じて情報を必要としている県民がポータルサイトに繋がることができるよう取り組む必要がある。	引き続き、既存の普及啓発媒体に加え、7年度に作成する動画やポスター等によりポータルサイトを案内し、県民に広く広報できるよう努める。	
② 就労、復職の支援(職域におけるアルコール依存症の特性や対応方法等の知識の普及)																		
			94	職域研修「働く人のメンタルヘルス研修会」等における相談窓口の周知	保健福祉事務所・センター及び保健所が労働基準監督署単位で開催する職域研修「働く人のメンタルヘルス研修会」等の機会を通じて、アルコール健康障害について情報提供し、相談窓口や専門医療機関等の周知に取り組みます。		【自己評価の理由】 アルコール健康障害等のリーフレットの配架をお願いしたり、部数が不足した際には必要分送付するなど、啓発に取り組むことができたと判断するため。								B	県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会の開催の際には、アルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識について普及啓発を行った。	職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していくことが必要である。	保健所等が開催する職域研修会等の機会を通じて、アルコール健康障害等のリーフレット等を配架し、働く人のメンタルヘルスについて知識の普及を図る。
			95	労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発【再掲】	かながわ労働センターが実施する「働く人のメンタルヘルス相談」、一般労働相談、労務管理セミナー等の機会に、アルコール関連問題に関するリーフレット等の資料を配付し、啓発に取り組みます。		【自己評価の理由】 アルコール関連問題に関するリーフレットを配布することで、労働者等に対するアルコール関連問題に関する啓発をすることができたと判断したため。								A	アルコール関連問題に関するリーフレットをかながわ労働センター4か所に配布した。 特になし	かながわ労働センターが実施する働く人のメンタルヘルス相談、労務管理セミナーの機会にアルコール関連問題に関するリーフレット等の資料を配布し、啓発に取り組む。	

構成施策事業			目標達成状況								実績	課題	次年度の方向性			
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定			
			96	一般的医療従事者向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知【再掲】	アルコール健康障害の早期発見、早期介入のため一般の医療従事者(内科、救急等)向けの治療ガイドライン(減酒指導、専門医療機関との連携等を含む。)を基にした国の研修を精神科医療機関(依存症治療を専門としない医療機関を含む。)や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者(内科、救急、産業医等)に周知を図ります。		【自己評価の理由】 右記の研修について、精神科医療機関のほか、保福事務所・保健所等に案内した。参加職種は、医師に限らず看護師や精神保健福祉士等様々であり、広くアルコール依存症に関する早期介入方法や治療について周知できたと判断した。						B	令和6年度は下記の研修を関係機関に周知した。 ○令和6年度研修 ・アルコール依存症臨床医等研修 ・アルコール依存症集団療法研修 ・全国依存症対策研修 ・第1回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ・第2回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ○周知先 ・保健福祉事務・センター ・県精神保健福祉センター ・県内の精神科病院(政令指定都市を除く) ・県立精神医療センター ・県精神神経科診療所協会	精神科医療機関に限らず、内科や救急等アルコール依存症に関わりのある機関に対しての周知を強化する必要がある。	引き続き県所管域の医療機関や保健所等に向けて研修の周知を図る。

(2) 民間団体の活動支援

① 地域における自助グループや回復支援施設等との連携

		97	自助グループや回復支援施設等との連携と支援	保健福祉事務所・センター及び保健所が行っている地域支援において、自助グループや回復支援施設等との連携を図ります。 県内の自助グループや回復支援施設等が開催する研修会へ講師派遣への協力等をすることを通じ、その活動を支援します。	【自己評価の理由】 保健福祉事務所・センター及び保健所が行っている地域支援において、自助グループや回復支援施設等との連携を図ります。 県内の自助グループや回復支援施設等が開催する研修会へ講師派遣への協力等をすることを通じ、その活動を支援します。			A	・酒害相談員研修事業について、神奈川県断酒連合会に事業委託している。 ・依存症家族講座や包括相談会等において、回復施設から相談員の派遣を依頼した。 ○令和6年度酒害相談員研修会 参加人数:78名 ○令和6年度依存症家族講座 講師:朝倉 崇文氏(北里大学病院) 神奈川県断酒連合会 小林氏 ブルースター横浜 高槻氏	様々な依存症のグループや支援施設の把握	引き続き自助グループや回復施設との連携に努める。
		97	自助グループや回復支援施設等との連携と支援	保健福祉事務所・センター及び保健所が行っている地域支援において、自助グループや回復支援施設等との連携を図ります。 県内の自助グループや回復支援施設等が開催する研修会へ講師派遣への協力等をすることを通じ、その活動を支援します。	【自己評価の理由】 事業委託や後援名義使用、相談員の派遣を依頼などから、連携や支援ができると判断したため。			A	・酒害相談員研修事業について、神奈川県断酒連合会に事業委託している。 ・横浜ひまわり家族会主催の講演会に後援名義使用を承認した。 ・依存症家族講座や包括相談会等において、回復施設から相談員の派遣を依頼した。	地域の重要な社会資源として、自助グループや回復支援施設等の周知を促進するため、さらなる連携が必要である。	引き続き、研修会の協力をして、連携を図っていく。
		98	依存症治療拠点機関等連携会議における検討【再掲】	依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組みにつなげます。	【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関である県立精神医療センターと連携し、会議を年2回開催し、取組共有や課題検討が行えた。			A	令和6年度 第1回:令和6年7月18日(オンライン) 第2回:令和7年2月27日(現地及びオンライン)	依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関の連携を進めるとともに、依存症対策に関する課題等の共有し、早期に必要な支援が提供できる体制を構築する必要がある。	引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。

構成施策事業			目標達成状況								実績	課題	次年度の方向性					
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定					
			99	依存症相談拠点機関連携会議における検討【再掲】	県及び政令市の依存症相談拠点機関を構成員とした「依存症相談拠点機関連携会議」において、密接な連携を図るとともに情報や課題を共有し、必要な施策を検討します。		【自己評価の理由】 様々な情報や知識を得られる良い機会となり、連携を深めることができた。								A	依存症相談拠点機関連携会議 参加者: 14名	4県市依存症相談拠点事業のセミナー等の日程について偏る可能性がある	年度の予定を共有し、日程の重なりを避ける。
			100	地域依存症対策担当者会議における検討【再掲】	県の精神保健福祉センター・保健福祉事務所・センター及び横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市の保健所を構成員とした「地域依存症対策担当者会議」において、密接な連携を図るとともに情報や課題を共有し、必要な施策を検討します。		【自己評価の理由】 様々な情報や知識を得られる良い機会となり、連携を深めることができた。								A	地域依存症対策担当者会議 参加者: 21名	相談の1割程度が依存症の相談であるが、特化した取り組みはできていない。	共催での事業支援や支援を検討していく。
			101	県アルコール健康障害対策推進協議会における検討【再掲】	市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等を構成員とした「県アルコール健康障害対策推進協議会」において、関係者同士が連携しながら、医療提供体制の充実に向けて検討し、取組みにつなげます。		【自己評価の理由】 令和6年度は計1回開催した。○令和6年度アルコール健康障害対策推進協議会 開催日: 令和6年8月14日(水) また、断酒会の取組を周知する動画に関する意見聴取を行い、内容を充実させることができ、効果的な周知方法の検討につながったと判断したため。								B	令和6年度は計1回開催した。 ○令和6年度アルコール健康障害対策推進協議会 開催日: 令和6年8月14日(水) 「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」に関し、第1期計画の達成状況、第2期計画の概要及び進行管理について協議した。	当計画に位置づけた施策や数値目標の達成状況の把握とそれに対する課題の掘り起こしや施策の見直し、新たな施策の検討。	治療ギャップや専門医療機関の偏在性の解消に向けて、地域資源やニーズの把握方法について検討する。
			102	かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供【再掲】	アルコール依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながることができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。	O	かながわ依存症ポータルサイトのアクセス数の増加	6000件/月	3300件/月	5371件/月	6000件/月	90%	B	6年度の月別アクセス数 【4月】5,343件【5月】6,120件【6月】 5,474件【7月】5,636件【8月】5,171件【9月】5,510件【10月】5,251件【11月】 5,530件【12月】4,449件【1月】5,332件 【2月】5,280件【3月】5,359件	令和元年度から6年度にかけて、年々ポータルサイトへのアクセス数は順調に増加している。今後も、普及啓発等を通じて情報を必要としている県民がポータルサイトに繋がることができるように取り組む必要がある。	引き続き、既存の普及啓発媒体に加え、7年度に作成する動画やポスター等によりポータルサイトを案内し、県民に広く広報できるよう努める。		
② 自助グループや回復支援施設等の活動の周知																		
			103	自助グループや回復支援施設等の活動の周知	地域の重要な社会資源として、自助グループや回復支援施設等について、地域関係機関に情報提供し、活動の周知に取り組みます。県精神保健福祉センターが開催する講演会等の機会を活用し、自助グループや回復支援施設等の役割を啓発します。また、動画の活用など、より効果的な周知方法について、検討します。		【自己評価の理由】 面接での情報提供や、関係者の参加する場に、自助グループや回復支援施設等の職員を呼んでお話しいただく機会を作ったことで、活動内容の周知や関係づくりに取り組めたと判断したため。								A	依存症面接相談にて情報を必要とする相談者に情報提供を行った。 保健所等の会議において、施設職員に参加をしてもらうなど、連携を取った。 主催の研修会や講演、担当者会議に自助グループや回復支援施設等の職員をお呼びし、活動についてお話しいただいた。	地域の重要な社会資源として、自助グループや回復支援施設等の周知を促進するため、さらなる連携が必要である。	引き続き、講演会などで自助グループや回復支援施設等の職員をお呼びするなど、連携を図っていく。
			104	かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供【再掲】	アルコール依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながることができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。	O	かながわ依存症ポータルサイトのアクセス数の増加	6000件/月	3300件/月	5371件/月	6000件/月	90%	B	6年度の月別アクセス数 【4月】5,343件【5月】6,120件【6月】 5,474件【7月】5,636件【8月】5,171件【9月】5,510件【10月】5,251件【11月】 5,530件【12月】4,449件【1月】5,332件 【2月】5,280件【3月】5,359件	令和元年度から6年度にかけて、年々ポータルサイトへのアクセス数は順調に増加している。今後も、普及啓発等を通じて情報を必要としている県民がポータルサイトに繋がることができるように取り組む必要がある。	引き続き、既存の普及啓発媒体に加え、7年度に作成する動画やポスター等によりポータルサイトを案内し、県民に広く広報できるよう努める。		
4 基盤整備																		
(1) 人材育成																		
			105	神奈川県酒害相談員研修会事業等の実施【再掲】	酒害相談員が酒害に対する理解と知識を深め、自らの体験を酒害に悩む人たちへの相談支援に生かすため、酒害相談員研修会と酒害相談員地区別一般研修会を実施します。		【自己評価の理由】 会場や金銭的な課題がありながらも、地区別一般研修を行い、酒害に悩む人への相談へ生かすことができた。参加者も増加した。また、研修会では、理解と知識を深めることができたと判断するため。								A	【酒害相談員研修会】 横浜市健康福祉総合センターにて開催し、受講者は78名となった。 【地区別一般研修】 実施回数: 20回 参加者数: 1130名	地区別一般研修会や例会の会場の確保が金銭的に困難な場合があることが課題。また、一般の方の参加が少なく、周知の方法にも課題がある。	引き続き神奈川県断酒連合会に酒害相談員研修と地区別一般研修会の実施について委託することにより、酒害相談員の相談技術の向上を図る。
			106	アルコール健康相談研修の実施【再掲】	県精神保健福祉センターにおいて、関係機関の職員等を対象に、アルコール健康障害について理解するとともに、アルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶことを目的として研修を実施します。	O	累計受講者数の増加	200人	139人	106人	40人	265%	A	令和6年度アルコール健康相談研修「アルコール依存症の理解と支援者の関わり方について」 参加者: 106名	アルコール依存症者への支援では、医療、保健、福祉が連携して行う必要がある。関係機関所職員が研修に参加できるようにする必要がある。	保健福祉事務所等と共に実施するなどを調整して研修実施を検討する。		

構成施策事業				目標達成状況								実績	課題	次年度の方向性	
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定		
		107	依存症セミナーの実施(保健・福祉・介護・司法等相談従事者向け)【再掲】	依存症治療拠点機関等は、様々な分野に従事する支援者等を対象に、アルコール依存症に対する正しい知識及びアルコール関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶことを目的として研修を実施します。	○	累計受講者数の増加	1000人	685人	396人	400人	99%	B	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者や相談支援に従事する者を対象にした研修を行った。(参加者 精神医療センター23名、北里大学病院163名)	神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者や相談支援に従事する者を対象にした研修を行う必要がある。	引き続き、神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、依存症セミナーを実施する。
		108	依存症セミナーの実施(医療従事者向け)【再掲】	依存症治療拠点機関等は、医療従事者向けの研修を実施し、アルコール依存症に対応する従事者の人材育成に取り組みます。	○	累計受講者数の増加	200人	126人	96人	200人	48%	D	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、県内の医師や看護師等の医療従事者を対象にした研修を行った。(参加者 精神医療センター64名、北里大学病院32名)	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、広く県内の医師や看護師等の医療従事者に研修を行った。(参加者 精神医療センター64名、北里大学病院32名)	引き続き、神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、依存症セミナーを実施する。
		109	一般の医療従事者向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知【再掲】	アルコール健康障害の早期発見、早期介入のため一般の医療従事者(内科、救急等)向けの治療ガイドライン(減酒指導、専門医療機関との連携等を含む。)を基にした国での研修を精神科医療機関(依存症治療を専門としない医療機関を含む。)や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者(内科、救急、産業医等)に周知を図ります。		【自己評価の理由】 右記の研修について、精神科医療機関のほか、保福事務所・保健所等に案内した。参加職種は、医師に限らず看護師や精神保健福祉士等様々であり、広くアルコール依存症に関する早期介入方法や治療について周知できたと判断した。						B	令和6年度は下記の研修を関係機関に周知した。 ○令和6年度研修 ・アルコール依存症臨床医等研修 ・アルコール依存症集団療法研修 ・全国依存症対策研修 ・第1回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ・第2回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ○周知先 ・保健福祉事務・センター ・県精神保健福祉センター ・県内の精神科病院(政令指定都市を除く) ・県立精神医療センター ・県精神神経科診療所協会	精神科医療機関に限らず、内科や救急等アルコール依存症に関わりのある機関に対しての周知を強化する必要がある。	引き続き県所管域の医療機関や保健所等に向けて研修の周知を図る。
		110	一般の精神科医向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知【再掲】	一般の精神科医向けの治療ガイドライン(断酒・減酒の考え方や動機づけ面接などの支援方法を含む。)を基にしたアルコール依存症に関する早期介入方法や治療についての国の研修を精神科医療機関(依存症治療を専門としない医療機関を含む。)の精神科医に周知を図ります。		【自己評価の理由】 右記の研修について、精神科医療機関のほか、保福事務所・保健所等に案内した。参加職種は、医師に限らず看護師や精神保健福祉士等様々であり、広くアルコール依存症に関する早期介入方法や治療について周知できたと判断した。						B	令和6年度は下記の研修を関係機関に周知した。 ○令和6年度研修 ・アルコール依存症臨床医等研修 ・アルコール依存症集団療法研修 ・全国依存症対策研修 ・第1回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ・第2回ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会 ○周知先 ・保健福祉事務・センター ・県精神保健福祉センター ・県内の精神科病院(政令指定都市を除く) ・県立精神医療センター ・県精神神経科診療所協会	精神科医療機関に限らず、内科や救急等アルコール依存症に関わりのある機関に対しての周知を強化する必要がある。	引き続き県所管域の医療機関や保健所等に向けて研修の周知を図る。
(2) 調査研究の															

構成施策事業				目標達成状況							実績	課題	次年度の方向性			
大柱	中柱	項目	No.	施策名	内容	目標値	項目	目標(A)	計画当初時点(B)	現状(R6)(C)	達成目安(R6)(D)	進捗度(C/D)	判定			
			111	アルコール健康障害に関する実態調査	国における先行調査等を踏まえ、依存症治療の拠点機関等関係機関と連携し、本県におけるアルコール健康障害の実態把握や調査研究に取り組みます。		【自己評価の理由】 県民ニーズ調査や、国の調査によって情報収集を行えたものの、調査結果を積極的に取組に反映できたとは言い難い。						B	国が実施した「令和4年度 飲酒実態やアルコール依存に関する意識調査」、「令和5年度 アルコール依存症に対する世論調査」、本件の「県民ニーズ調査」、ほか県機関の相談実績等を踏まえ、アルコール健康障害対策の取組を検討した。	引き続き調査、研究の情報収集を進め、アルコール健康障害の実態把握に努めるとともに、それらを施策に反映していく必要がある。	引き続き研究の情報収集を進め、アルコール健康障害対策の充実を図っていく。